

第3次城陽市総合計画

前期まちづくり推進計画

(平成19年度～平成23年度)

平成20年(2008年)3月
城陽市 行財政改革推進部

はじめに

このたび、第3次城陽市総合計画「前期まちづくり推進計画」を策定いたしました。

この計画では、第3次城陽市総合計画の実現に向けて、平成19年度から平成23年度までの5年間で取り組む主要な事業を示しています。

本市を取り巻く社会経済情勢は非常に厳しい状況にありますが、第3次城陽市総合計画の目標とする将来像「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」～活力ある21世紀のまちづくり～を目指して、職員ともども全力をもって取り組む所存でございます。

市民の皆さまをはじめ関係各位におかれましては、市民と行政による協働のまちづくりに対しまして、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年（2008年）3月

城陽市長 橋本昭男

<目次>

総論	1
1 計画の性格	2
2 計画の期間	2
3 計画の前提等	3
4 計画の構成	3
施策別計画	5
第1章 安心・安全のまちづくり	6
第2章 快適なまちづくり	14
第3章 健康で幸せなまちづくり	38
第4章 心がふれあうまちづくり	58
第5章 活力に満ちたまちづくり	78
第6章 環境にやさしいまちづくり	88
第7章 市民と進めるまちづくり	94
第8章 信頼される市政運営	102

総

論

1 計画の性格

まちづくり推進計画は、第3次城陽市基本構想に定めた将来像「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」～活力ある21世紀のまちづくり～の実現をめざして、第3次城陽市基本計画に示した施策を着実に実施していくために策定するもので、施策毎に具体的な事業として示しています。

まちづくり推進計画は、予算編成及び事業実施の指針としての役割を持っています。

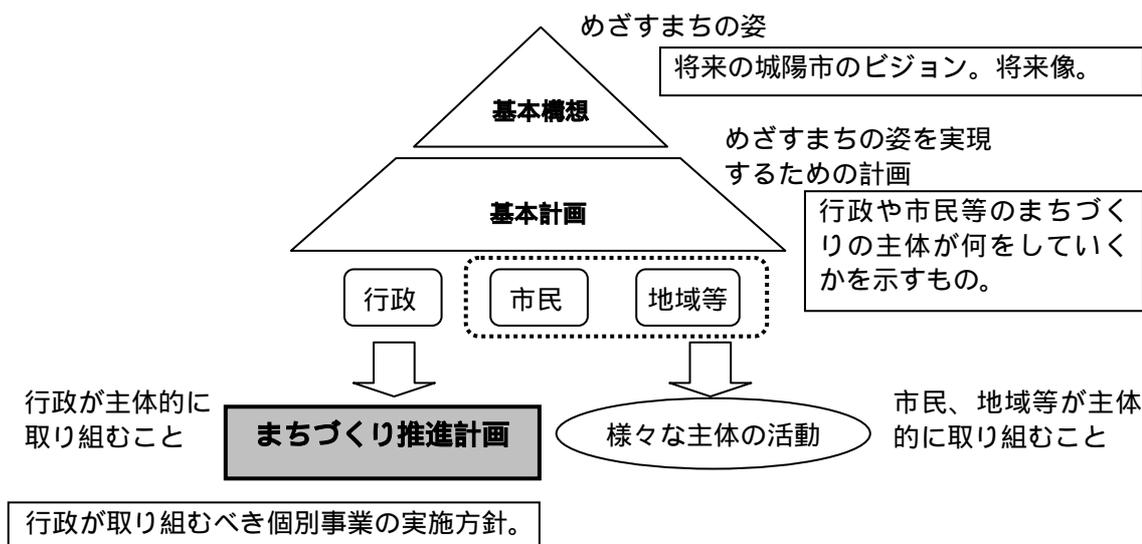


図 第3次城陽市総合計画の構成

2 計画の期間

計画期間は、第3次城陽市基本計画の前期計画期間である平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

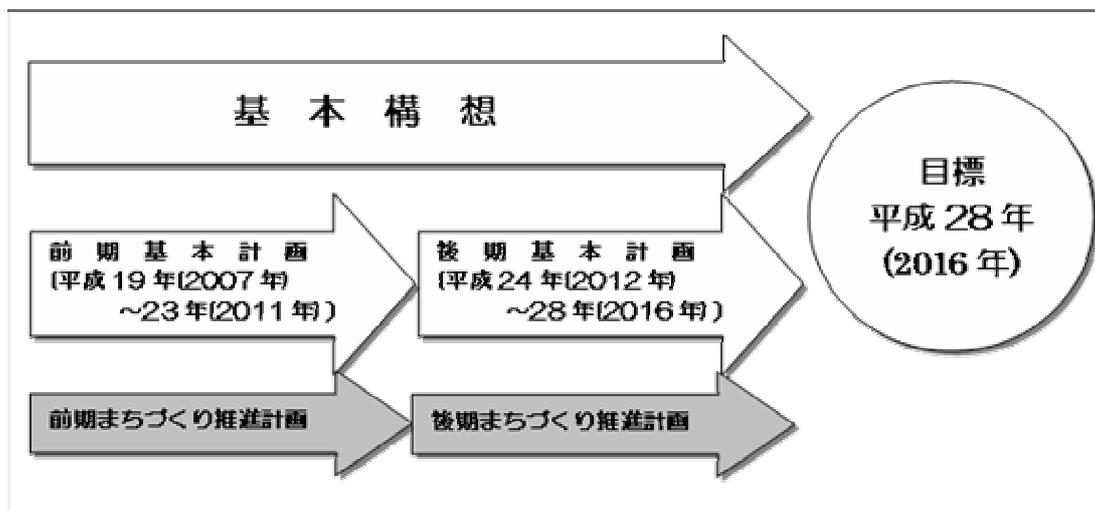


図 第3次城陽市総合計画の計画期間

3 計画の前提等

- (1) 他の施策と重複する事業については、主な施策で計上しています。
- (2) 現行の行財政制度及び本市の財政構造を前提としています。
- (3) 計画期間中における見直しについては、進捗状況を踏まえた上で毎年度の予算編成と併せて、ローリング方式により見直し補完等を行うこととします。

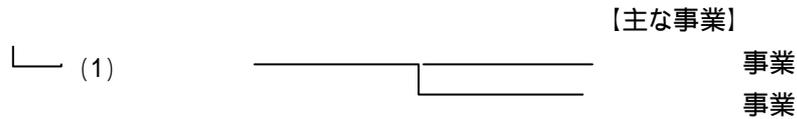
4 計画の構成

この計画は、第3次城陽市基本計画に掲げる8つの柱(章)にそって、45の基本施策(節)ごとに「施策体系図」「まちづくり指標」「主な施策の展開」「主な事業」で構成しています。

- ・ 「まちづくり指標」「主な施策の展開」は、第3次城陽市基本計画で示す内容を記述しています。
- ・ 「主な事業」は、本計画期間に計画している主な事業について「事業の概要」「計画期間中の目標」「事業年度」「関連するまちづくり指標」を示しています。

第 章 8つの柱
 第 節 4.5の基本施策

施策体系図



施策の体系と主な事業を示しています。

まちづくり指標

指標 No	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の 目標

施策の達成状況を測るために設定した指標で、その目標値を示しています。(第3次城陽市基本計画で示す内容。「現状値」はH17の数値を示しています。)

主な施策の展開

(1)

どのような施策により基本方針やまちづくり指標の達成をめざすのか、その方向性を示しています。(第3次城陽市基本計画で示す内容)

上段の【主な事業】の詳細計画を記述します。

事業名(所管課)	事業の概要					計画期間中の目標					
事業	事業計画年度を で示しています。 計画期間中(H19~H23)の新規取組については で、 事業充実については で、それぞれ示しています。										
	年度	H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標				
	計画										

基本方針やまちづくり指標を達成するための主な事業を明らかにし、事業名(所管課)・概要・目標・計画年度・関連するまちづくり指標を示しています。

図 施策別計画の見方

施策別計画

第1章 安心・安全のまちづくり

施策体系図

第1章 安心・安全のまちづくり

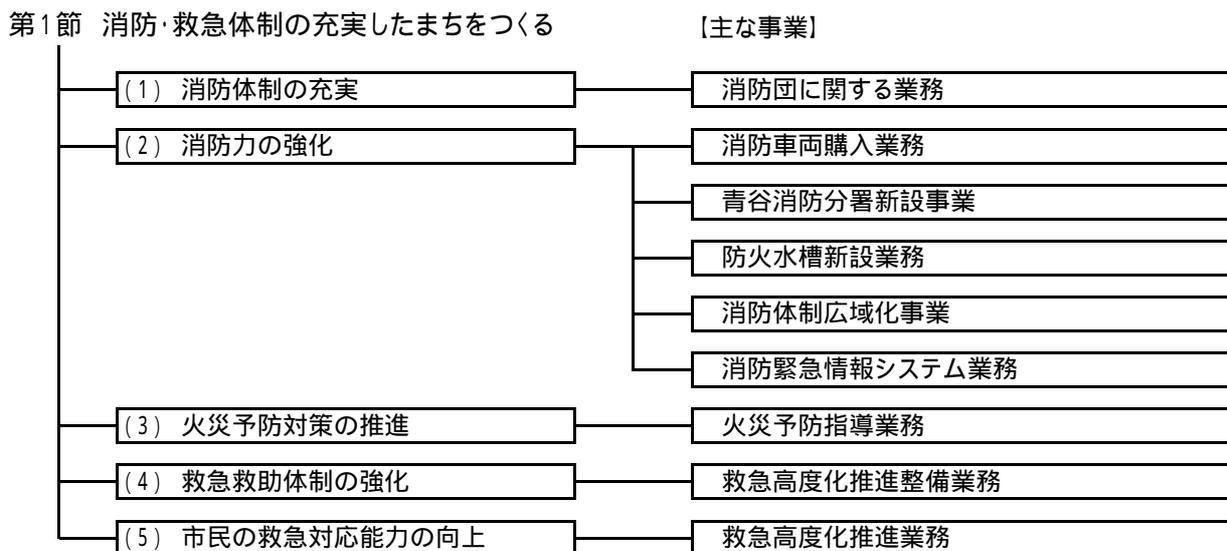
第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる

第2節 災害に強いまちをつくる

第3節 犯罪のないまちをつくる

第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
1	救急救命士数	救急救命士数	人	13	20
2	火災件数	年間の火災件数	件	42	22
3	出火率	人口1万人当たりの出火件数	件 / 10,000人	5.2	2.6
4	事業所などへの立入検査実施率	年間立入検査実施件数 / 防火対象物数	%	41.3	52
5	消防水利施設充足率	消防水利設置数 / 消防水利必要数	%	91.6	95

主な施策の展開

(1) 消防体制の充実

火災などによる被害を軽減するため、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、消防団をはじめとする市民・事業者・関係団体および行政の連携による総合的な消防体制の強化を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
消防団に関する業務 (総務課)	消防団の消防活動訓練の実施及び消防団協力事業所表示制度の導入等を行う。							消防団各種訓練の継続実施 平成20年度消防団協力事業所表示制度の導入			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 消防力の強化

火災などの発生に際し、確実、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材などの整備、防火水槽の増設などによる消防水利の充実に努めるとともに、消防団の充実強化・活性化を推進します。また、各種災害に消防力の効率的運用を図るため、消防救急無線のデジタル化に伴う広域化・共同化や消防指令業務の共同運用および消防の広域化の検討並びに青谷消防分署の機能強化を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
消防車両購入業務 (総務課)	消防車両整備計画を見直し、消防車両を計画的に整備する。							消防車両整備計画に基づき消防車両を更新整備			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
青谷消防分署新設事業 (総務課)	青谷消防分署の機能強化について検討し推進する。							青谷消防分署機能の強化について検討実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
防火水槽新設業務 (総務課)	耐震性防火水槽を不足地域に計画的に整備する。							耐震性防火水槽の設置5箇所			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.5 消防水利施設充足率	-	-
	計画										
消防体制広域化事業 (総務課)	消防救急無線のデジタル化に伴う、広域化・共同化や指令業務の共同運用、消防の広域化の検討を推進する。							「京都府消防体制のあり方検討委員会」の検討結果に基づき対応を検討実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
消防緊急情報システム業務 (警防課)	現行システムの安全稼働とデジタル化移行の検討を行う。							現行システムの維持及びデジタル化移行の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への立入検査の強化など防火管理体制の充実に努めます。また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、高齢者などの災害弱者をはじめ市民を火災から守るため、住宅用火災警報器の普及促進に努め、家庭における防火対策を促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発などを推進し、市民参加の防火・避難訓練の取り組みを推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
火災予防指導業務 (予防課)	市民への防火防災意識の普及啓発及び防火訓練等を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置促進、事業所への立入検査や防火指導等を行う。							立入検査等の強化実施 住宅用火災警報器の設置促進(平成23年度設置義務化) 防火防災意識の普及啓発及び訓練の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.2 火災件数	No.3 出火率	No.4 事業所などへの立入検査実施率
	計画										

(4) 救急救助体制の強化

救命効果の向上を図るため、救急・救助資機材などの充実とともに、救急救助活動における各隊の連携および隊員の知識・技術の向上、さらに、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
救急高度化 推進整備業務 (警防課)	救急高度化に対応するため、救急救命士及び挿管、薬剤認定救急救命士の育成、救急隊員の資質向上、AEDの配備を行う。							救急救命士の養成4名、追加講習による資格取得、病院実習の実施、消防署・分署にAEDを配備			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.1 救急救命士 数	-	-
	計画										

(5) 市民の救急対応能力の向上

増加傾向にある救急需要に加え、救急業務に対する市民ニーズの多様化などに対応するため、救急車の利用のあり方などについて、市民に対する周知・啓発活動を強化するとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう応急手当の普及啓発を推進します。

【主な事業】

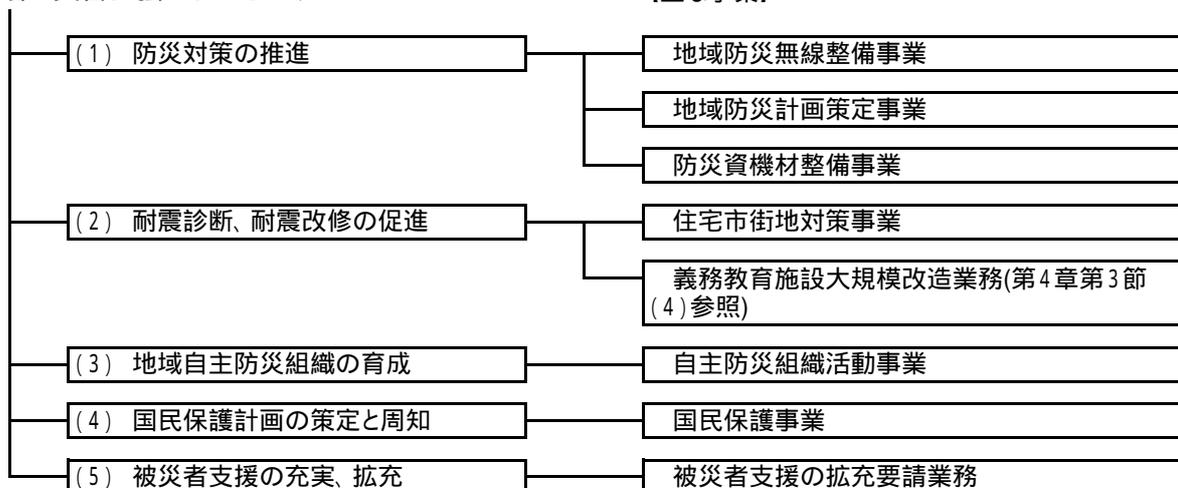
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
救急高度化 推進業務 (警防課)	市民・自治会・事業所等に対する応急手当の普及啓発活動の推進、救急車の適正利用の普及啓発を行う。							自治会、事業所での講習会の継続実施 市民対象救急普及講習の継続実施 救急車適正利用の普及啓発の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第2節 災害に強いまちをつくる

施策体系図

第2節 災害に強いまちをつくる

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
6	自主防災組織設置率	自主防災組織設置自治会数 / 自治会数	%	86.2	100
7	非常時に何をすべきか理解している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	51.8 (H18)	76
8	公共施設の耐震診断実施率	診断実施棟数 / 新耐震基準以前に建築の棟数	%	62.6 (H18)	93
9	非常用食糧備蓄率	非常用食糧数(乾パンなど) / (人口 × 避難所避難割合)	%	100 (H18)	100
10	災害用毛布備蓄率	毛布備蓄数 / (人口 × 避難所避難割合)	%	48.4	79

主な施策の展開

(1) 防災対策の推進

城陽市地域防災計画に基づき、地震災害や風水害に対応するため、災害に関する情報の迅速な伝達など、総合的な防災対策を推進します。特に木津川破堤による浸水被害を防止するため、国において大規模な堤防強化工事が実施されており、今後も引き続きその実施を要請していきます。

また、災害に備えるため、ライフラインの収容空間である道路など公共構造物の耐震性の向上に努めるとともに、避難所および備蓄品の整備を進めます。さらに、自主防災組織との適切な役割分担のもと、総合的かつ継続的な支援体制を構築します。

災害の発生を防止するため、防災パトロールを強化し、災害の危険箇所の把握を行い、適切な対応に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域防災無線整備事業(防災課)	災害に関する情報の迅速な伝達システムとして地域防災無線について、デジタル化に併せて機能強化を図り更新整備を行う。							平成22年度地域防災無線のデジタル化整備完了			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

地域防災計画策定事業 (防災課)	地域防災計画の修正・維持及び災害に対応する市職員の職務内容や活動方法等のより実践的なマニュアルを作成する。							京都府における「地震被害想定」の公表結果に基づき、地域防災計画の見直しを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
防災資機材整備事業 (防災課)	黄檗・井手断層中央部が震源の場合、被災者に対する最小限必要な救助資機材と生命維持に必要な備蓄品を整備する。							防災備蓄用毛布の増量2,000枚 乾パン等備蓄品の更新			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.9 非常用食糧 備蓄率	No.10 災害用毛布 備蓄率	-
	計画										

(2) 耐震診断、耐震改修の促進

市内の建築物の耐震性向上を計画的に進めるため、建築物耐震改修促進計画を策定します。地震災害から市民の生命、財産の保護を図るため、市民に対して建築物の耐震性について正確な情報を提供するとともに、民間木造住宅およびマンションの耐震診断に対する支援や住宅資金融資制度の実施により、耐震補強や改築の促進を図ります。

また、地震時の避難施設である小中学校校舎の耐震補強改修を計画的に実施します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
住宅市街地対策事業 (都市計画課)	建築物耐震改修促進計画を策定し、市内民間木造住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるとともに、市民と協働して建築物の地震に対する安全性を向上する意識の普及・啓発活動を推進する。							平成19年度建築物耐震改修促進計画の策定 木造住宅耐震診断士の派遣 耐震改修事業費補助金の交付			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 地域自主防災組織の育成

市民の防災意識を高め、地域における防災体制を強化するため、地域自主防災組織を支援します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
自主防災組織活動事業 (防災課)	市民が自主的に防災・消防活動を有機的に行い災害時に機能するよう自主防災組織を育成し、活動を支援する。							自主防災組織の活動支援			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.6 自主防災組織設置率	No.7 非常時に何をすべきか理解している市民の割合	
	計画										

(4) 国民保護計画の策定と周知

武力攻撃事態などから市民の生命、身体、財産を保護するため、策定した「城陽市国民保護計画」に基づく対応に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
国民保護事業 (防災課)	国民保護計画に基づき警報の伝達、避難の指示や誘導、救援などを実施するため、マニュアルの作成と職員研修や訓練を行う。							避難マニュアル等の作成 図上訓練の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(5) 被災者支援の充実、拡充

災害被災者への支援制度、対象者拡充を国に要請し、制度の充実を働きかけます。

【主な事業】

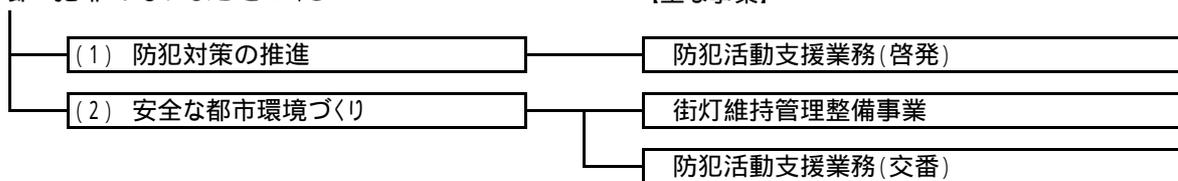
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
被災者支援の 拡充要請業務 (福祉課)	国に対し、災害被災者の支援制度等拡充の要請を行う。							各組織を通じた要望活動の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第3節 犯罪のないまちをつくる

施策体系図

第3節 犯罪のないまちをつくる

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
11	街頭犯罪件数	年間の街頭犯罪件数	件	704	374
12	生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	57.5 (H18)	77

主な施策の展開

(1) 防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察などの関係機関および団体と連携を図りながら、中学校区、小学校区を中心とした市民活動によるパトロールなどの地域の防犯活動を推進します。また、広報などを通じて防犯意識の啓発を行い、家庭、地域、職場などにおける防犯意識の高揚に努めます。

暴力団対策の取り組みとして、市、市民、企業、警察が一体となった「城陽市暴力追放推進協議会」により、暴力のない明るい社会をつくるための活動を展開します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
防犯活動支援業務(啓発) (市民活動支援室)	全ての市民が平穏で安心・安全な市民生活を確保するため、市民、関係機関・団体の協働により啓発活動を展開し、関係機関へ要望を行う。							「京都府民防犯旬間」における啓発活動の継続実施 「城陽地域安全大会」への継続参画 「みんなの力で暴力・銃器追放」京都府民大会への継続参加		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.11 街頭犯罪件数	No.12 生活の安全が守られていると感じる市民の割合
	計画									

(2) 安全な都市環境づくり

犯罪が発生しにくいまちづくりに取り組むため、街路灯の増設を促進するとともに、市民に玄関灯などの点灯を呼びかけるなど、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。また、地域の実情を踏まえながら、交番の設置などを要望します。

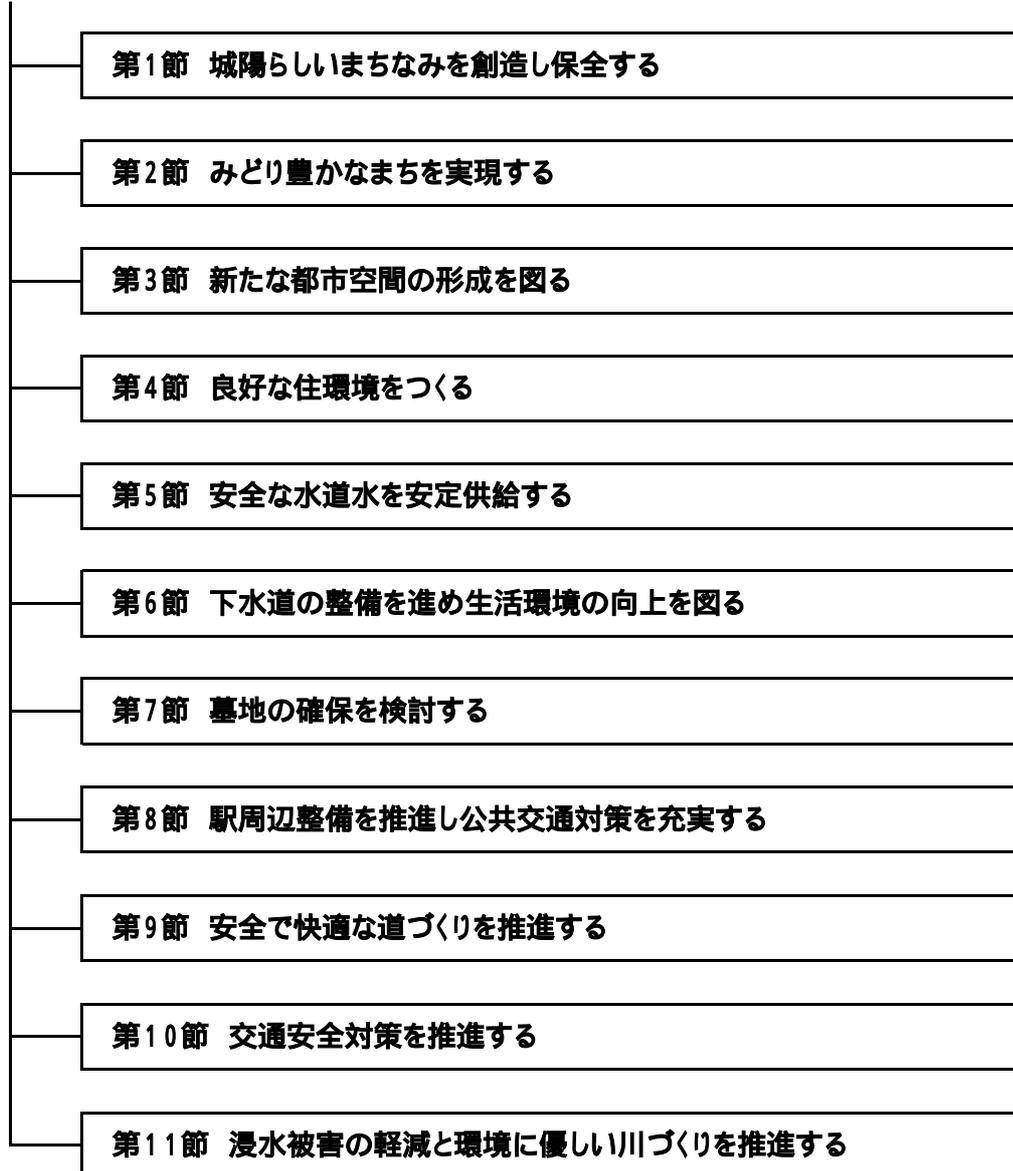
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
街灯維持管理整備事業 (管理課)	夜間における防犯対策及び交通事故防止対策として、公衆用街(路)灯を整備・維持管理する。							街灯の新設及び維持管理 街灯照度アップ計画策定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
防犯活動支援業務(交番) (市民活動支援室)	地域の安全の拠点となる交番の充実について、引き続き、要望活動を行う。							城陽警察署、京都府警本部、京都府等の関係機関へ交番の充実を要望			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2章 快適なまちづくり

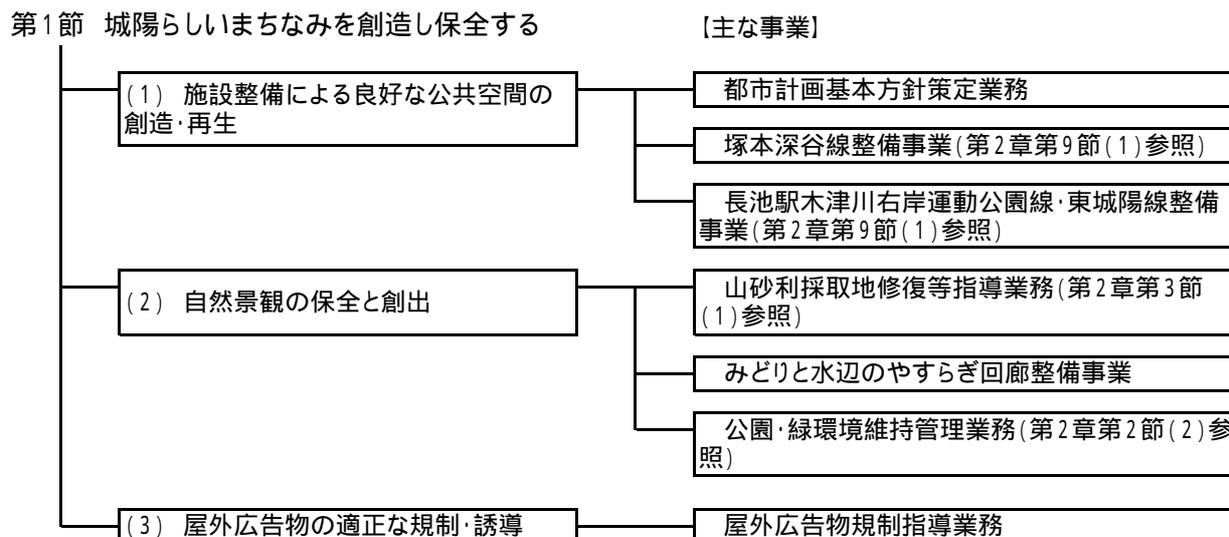
施策体系図

第2章 快適なまちづくり



第1節 城陽らしいまちなみを創造し保全する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
13	良好な道路空間の延長	景観に配慮した防護柵、照明柱、舗装が実施された道路延長	km	2.3	2.3

主な施策の展開

(1) 施設整備による良好な公共空間の創造・再生

五里のふるさとにふさわしい地域固有の景観を保全・復元・再生するなど、自然と環境に配慮した公共事業を推進します。特に、景観上配慮すべき地域においては、防護柵、標識、照明などの道路付属物や舗装、植栽の再整備などにより、良好な道路空間などを創出します。また、民間施設についても、良好な都市景観の形成に向けて協力を要請します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
都市計画基本方針策定業務 (都市計画課)	都市計画マスタープランについて、第3次総合計画をふまえた時点修正、商業ガイドラインに基づく特別用途地区の設定、土地利用・都市施設・自然環境保全と都市環境形成・景観形成・都市防災・バリアフリー等整備の各方針についての見直しを行う。							策定に際し、パブリックコメントなどの実施により住民の意向を反映			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 自然景観の保全と創出

東部丘陵地の自然環境の保全に努めるとともに、山砂利採取跡地も含めた東部丘陵地全体が調和し、豊かな自然環境となるようにその再生を推進します。
また、木津川などの水辺空間については、良好な河川景観の保全と緑あふれるやすらぎ空間を創造します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
みどりと水辺のやすらぎ回廊整備事業 (都市計画課)	ふるさと創生事業として市民のアイデアから、市域の木津川右岸6.5kmのうち2.7km7地区の堤防の水辺空間を植栽等により公園を整備し、環境を生かしたまちづくりを行う。国土交通省の桜つつみモデル事業認定を受け堤防強化事業と一体整備を行う。							新名神高速道路の施工区域との関係により、西日本高速道路㈱と必要事項について調整。また国土交通省とも用地取得・盛土工事等について協議を推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.15 水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	-	-
	計画										

(3) 屋外広告物の適正な規制・誘導

屋外広告物の実態把握を行うとともに、良好な景観形成を推進するために、適正な規制・誘導を行います。

【主な事業】

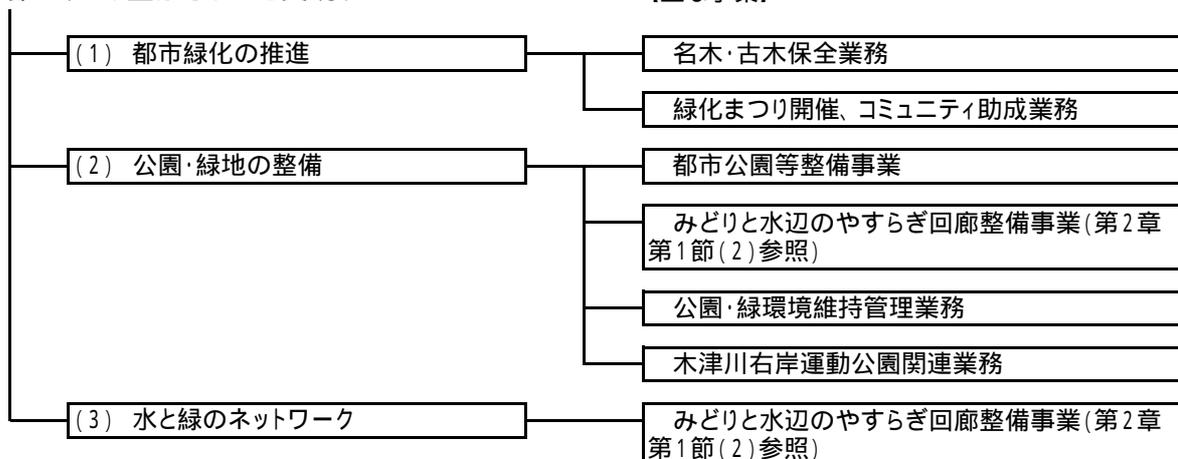
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
屋外広告物規制指導業務 (都市計画課)	屋外広告物の掲出にかかる許可事務、更新事務を行う。違反広告物への指導、簡易除却の取り組みの充実を行う。							違反広告物の現状把握に努め、屋外広告物の掲出についての広報による啓発を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2節 みどり豊かなまちを実現する

施策体系図

第2節 みどり豊かなまちを実現する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
14	市民一人当たりの都市公園面積	都市公園面積 / 人口	m ²	4.1	5.7
15	水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	71.3 (H18)	76
16	市街化区域における緑被率	市街化区域内の緑被面積 / 市街化区域面積	%	21	21

主な施策の展開

(1) 都市緑化の推進

市民、地域、企業など様々な主体による都市の緑化を推進するため、鴻ノ巣山や優良農地、神社仏閣の緑の保全を行うとともに、住宅地の緑化や道路の緑化に努めます。

また、地域の緑化のシンボルとなっている「城陽市名木・古木」について「保全に関する指針」に基づき、樹木管理者、市、市民が協力して保全に努めるとともに、市民の緑化意識の高揚を図ります。

さらに、イベントなどを通じて緑化意識の啓発を一層推進するとともに、緑化に必要な支援を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
名木・古木保全業務 (都市計画課)	市民が緑と親しみ、緑の大切さを実感できる一つの象徴として、地域の緑化のシンボルとなる名木・古木を認定し、緑の保全緑化推進の意識を啓発する。							認定した樹木を市民に広くPRし緑化推進を図るとともに、これら樹木を保全			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
緑化まつり開催、コミュニティ助成業務 (都市計画課)	市民が快適に暮らし、市民に愛され、市民とともに歩む「緑のまちづくり」を進める必要があるため、市民一人一人が緑の重要性を認識し、緑化意識の高揚を図るため、各種緑化啓発事業を実施する。							緑化まつりの開催、公園・道路・駅前広場等での花いっぱい運動に対する支援			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 公園・緑地の整備

都市環境や都市景観の向上とともに、災害に対する都市の安全性を確保するため、公園・緑地配置計画に基づく整備とその維持管理に努めます。また、市民に親しまれる地域主体の公園づくりをめざし、市民参加のワークショップ方式による計画立案などに取り組むとともに、これらの施設については、市民や自治会などの連携やそれぞれの役割分担による維持管理の方法や環境美化里親制度導入を検討します。

さらに、スポーツ・レクリエーション機能などを有する木津川右岸運動公園(仮称)の整備促進を京都府に要望するとともに、東部丘陵地整備計画に基づき、山砂利採取跡地における緑の再生・保全に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
都市公園等 整備事業 (都市計画課)	身近な生活の中に、潤いとやすらぎの空間を創造するため、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)を整備する。.							平成23年の一人当たり公園面積5.7㎡を目標値として、都市公園の整備を推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.14 市民一人当 たりの都市 公園面積	No.15 水や緑など の自然環境 に満足して いる市民の 割合	No.16 市街化区域 における緑 被率
	計画										
公園・緑環境 維持管理業務 (管理課)	地域に親しまれる公園(ふれあい公園)作りを進めるとともに、それらを市民と協働して維持管理する組織作りを目指す。							毎年、小学校区単位で1箇所「ふれあい公園」整備 公園管理の里親制度導入			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
木津川右岸 運動公園関連 業務 (東部丘陵整備 課)	整備計画及び利活用に係るワーキンググループ会議、ワークショップへの参加及び住民参加の啓発を行う。京都府に対し整備促進について要望を行う。							利活用調整会議のもと、住民とともに公園整備の促進 南側ゾーンの一部供用			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(3) 水と緑のネットワーク

潤いのある美しい都市環境を創出するため、主要な河川、文化財、公園・緑地などを核となる施設と位置付け水と緑のネットワークの充実に努めます。

第3節 新たな都市空間の形成を図る

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
17	埋立て搬入土量	建設発生土の搬入量	千m ³	686	686
18	東部丘陵地利用面積	山砂利採取跡地の利用面積(暫定利用含む)	ha	28.2	-
19	新名神高速道路の整備進捗率	城陽～八幡間の事業実施額 / 同区間工事予算額	%	-	-

主な施策の展開

(1) 山砂利採取跡地の埋立て事業の安全の確保

土砂の崩壊、流出などによる自然災害の防止や生活環境の保全を図るため、城陽市山砂利採取地整備公社の一元管理により埋立てや盛土の安全管理の強化に努めます。また、地下水など自然環境の保全を図るため、搬入土砂等の監視体制の強化により安全確保の徹底に取り組みます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
山砂利採取地修復等指導業務 (東部丘陵地整備課)	埋め戻し等における施工基準の作成と指導を行う。山砂利条例の改正とそれに基づく指導を行う。実態把握とパトロール等の監視強化を行う。京都府、山砂利採取地整備公社とともに修復事業を進め、良好な自然環境の保全、再生を図る。							安心、安全な埋め戻しによる山砂利採取跡地の修復の促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.17 埋立て搬入土量	-	-
	計画										

(2) 東部丘陵地整備計画の策定と推進

東部丘陵地整備計画に基づく山砂利採取跡地の早期利用を実現するため、安全な埋立て事業の着実な実施により、北幹線道路や先行整備地区の段階的整備を推進します。なお、東部丘陵地整備計画の実現までの間については、山砂利採取跡地の有効利用を図るため、暫定利用を促進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
東部丘陵地 利用支援業務 (東部丘陵整備 課)	事業全体のマネージメント組織を構築する。 組合施行による土地区画整理事業の認可 取得を行う。造成工事を行う。							組合施行の土地区画整理事業による宅地の造成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.18 東部丘陵地 利用面積	-	-
	計画										
東部丘陵地 利用事業(北幹 線整備事業) (東部丘陵整備 課)	(仮称)北幹線道路の用地所得に向けた取組み、 設計業務、詳細設計業務、一部工事着手を実施 する。							(仮称)北幹線道路の木津川右岸運動公園隣接 区間の供用 東部丘陵地整備計画に基づく先行整備地区の 整備に合わせた整備			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(3) 山砂利採取の拡大防止

「城陽市砂利採取および土砂などの採取又は土地の埋め立て等に関する条例」に基づき山砂利採取の拡大を防止するとともに、埋戻しの管理強化を推進します。

(4) 新名神高速道路の整備促進

新名神高速道路の早期着工と建設を関係機関に要望するとともに、市として事業に対し積極的に協力をを行います。また、市のまちづくり計画と新名神高速道路の整備との調整や建設に関わる協議を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
新名神高速 道路関連調査 業務 (東部丘陵整備 課)	地元設計協議、用地買収、埋蔵文化財調査 を行う。関係機関に対し、全線建設、早期着 工に向けた要望を行う。							城陽～八幡間の供用 大津～城陽間の整備促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.19 新名神高速 道路の整備 進捗率	-	-
	計画										

第4節 良好な住環境をつくる

施策体系図

第4節 良好な住環境をつくる

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
20	住環境に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	68.7 (H18)	75

主な施策の展開

(1) 秩序ある建築の誘導

秩序ある建築を誘導するため、市全体の土地利用計画に基づき、将来の市街地像に即した建物用途や建築物の高さなどの規制・誘導を行います。また、良好な住環境の維持・向上を図るため、地区計画や建築協定などの活用を努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
開発指導業務 (都市計画課)	開発行為に伴う必要となる公共施設(教育・福祉・交通安全・集会所等)の設置、若しくはそれに代わる費用負担(協力金)を求める。							人口割り・面積割り負担金、公園負担金、消防水利協力金の徴収継続			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
地区計画、生産緑地等決定業務 (都市計画課)	地区の特性に応じ、良好な都市環境の形成を図るために「地区レベルの都市計画」として必要な事項を定める。農林漁業との調整を図りながら良好な都市環境の形成を資するため、市街化区域内の農地で公園緑地などの公共施設に適している土地を生産緑地として指定し、適切な管理を啓発する。							区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し保全するために、都市計画として地区計画を策定し活用を推進 生産緑地地区に指定された区域の適切な管理を啓発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 密集市街地の改善と良質な民間開発の誘導

安全で快適な住環境を確保するため、密集市街地などにおいては、地域住民と協力して老朽木造建築物の更新を促進するとともに、道路、公園などの公共施設の確保に努めます。また、良質な宅地の供給を促進するため、事業者(造成主)、施工者などの関係者に対して、適切な事業の実施を誘導します。

(3) 良好な住宅ストックの形成

良好な住宅ストックを形成するため、耐震性や耐久性に優れ、バリアフリーやシックハウスなどに対応した住宅や環境共生住宅の普及促進に努めます。

(4) 高齢者・障害者向け住宅の整備

バリアフリー化する住宅改修に対する支援を行います。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
住宅相談改良業務 (福祉課)	建築士及び療法士と連携し高齢者や障害者に適した改修をできるようアドバイスを行う。							住宅改良相談・支援の継続			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(5) 多様な世代が住まう住宅地の形成

既存住宅の老朽化や世帯の高齢化、市内在住の若年層などの住み替え需要や世帯分離の受け皿に対応し、また、若年層の転出抑制を図るため、都市計画の規制を見直し、駅周辺の高度利用の促進や多世代が居住可能となる住宅などの供給を促進します。また、住宅市街地の形成にあたっては、道路や公園など公共施設と一体となった定住性の高い住宅・宅地の供給を促進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
土地区画整理事業 (まちづくり推進課)	民間等による土地区画整理事業の指導、調整を行い、具体的な公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る。							平成20年度平川山道地区区画整理事業の完了			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.20 住環境に満足している市民の割合	-	-
	計画										

(6) 転入の奨励制度の創設

転入世帯への転入奨励制度の創設を検討します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
転入促進業務 (行政改革推進課)	転入促進施策について、社会環境を踏まえ総合的に検討します。							転入促進施策の検討実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(7) ニーズに見合った居住環境の形成

既成市街地の再開発や建替を促進し、ニーズに見合った居住環境の形成をめざします。

第5節 安全な水道水を安定供給する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
21	有収率	水道料金の徴収の対象となった水量(有収水量) / 配水量	%	93.9	95
22	アスベストセメント管の更新	残存延長	m	2,284	0

主な施策の展開

(1) 水道水の安定供給

市民の生活水準の向上や産業などの発展を維持するため、アスベストセメント管や鉛給水管などの布設替えや、湯水や災害など非常時に備えた計画的な水道施設の整備を進めるとともに、水道水源である地下水の水質監視を強化し、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
アスベストセメント管更新事業 (工務課)	アスベストセメント管を耐震管材に布設替えを行い、事故等に強い水道を構築して、安定供給を図る。							アスベストセメント管の残存延長は、平成19年度当初において1,182mであり、平成21年度末0mを目標に布設替えを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.21 有収率	No.22 アスベストセメント管の更新	-
	計画										
鉛給水管取替事業 (工務課)	水道使用者に安全で安心できる水道水を供給するため、市全域の鉛給水管をHIVP(ビニル管)に取替する。							鉛給水管は、平成19年度当初において、8,022箇所が残存しているが、計画的に取替を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.21 有収率	-	-
	計画										

(2) 水の有効利用

将来的にも市民の命の水を守るため、市民や企業などの協力を得て、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき地下水を保全し水道水源の確保を図るとともに節水意識の高揚に努め、その有効利用を図ります。また、水道水の地下漏水の防止を図り、有収率の向上に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
漏水対策事業 (工務課)	漏水防止調査を積極的に行い、地下浸透している漏水を早期発見し、漏水修理業務の委託により、迅速な修理対応をする。							配給水管における年間漏水発生件数のうち、鉛給水管とアスベストセメント管が約90%を占めているが、年次計画による取替により、年々減少傾向にあり、有収率を平成23年度で95%に目標設定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.21 有収率	No.22 アスベストセメント管の更新	-
	計画										

(3) 水道事業の健全な経営の推進

水道の将来像について、行政と市民の共通認識を形成しつつ、市民サービスの向上と経費節減により給水原価の抑制を図るなど、「地域水道ビジョン」を策定し、水道事業の健全な経営を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域水道ビジョン策定事業 (営業課・工務課)	平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」をもとに、地方自治体の水道事業における現状分析・評価、将来像の設定、課題目標の設定等を含む「地域水道ビジョン」の策定を行う。							平成20年度策定、平成21年度実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第6節 下水道の整備を進め生活環境の向上を図る

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
23	公共下水道の人口普及率	処理区域内人口 / 行政区域内人口	%	95	100
24	公共下水道の水洗化率	水洗化人口 / 処理区域内人口	%	79	95

主な施策の展開

(1) 公共下水道の整備

公共下水道においては、事業認可区域の整備目標が平成20年であり、早期に完了するとともに、啓発活動、指導強化および融資あっせん制度の活用などにより水洗化を促進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
公共下水道建設事業 (下水道課)	市内の各家庭からの汚水を排水するための管渠を整備する。							平成20年度事業で計画区域の公共下水道管渠整備の完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.23 公共下水道の人口普及率	-	-
	計画										

(2) 公共下水道等の適正な維持管理・指導啓発

下水道施設の維持管理計画に基づき、下水道管などを計画的に更新します。また、民間企業における適正な排水処理の指導を徹底します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
普及啓発事業 (下水道課)	未水洗家屋の啓発・訪問を行う。また、融資あっせん制度の活用促進を行う。							平成23年度水洗化率95%を目標に、段階的に水洗化を促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.24 公共下水道の水洗化率	-	-
	計画										

維持管理業務 (下水道課)	公共下水道施設の適正な維持管理を行う。							平成23年度までに幹線管渠のTVカメラ調査の完了			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標		-	-
	計画										

(3) 下水道事業の健全性の確保

下水道事業の計画性・透明性の確保や公費負担部分の明確化を図るため、長期的視野に立った業務計画の策定や企業会計の導入により、下水道事業の安定した健全経営を推進します。

【主な事業】

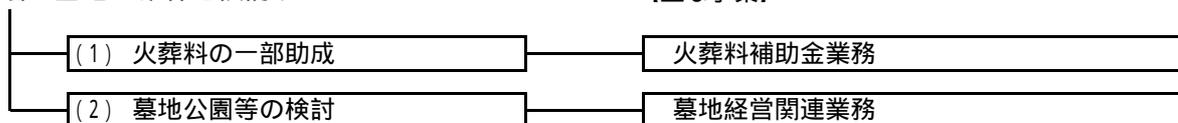
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
下水道事業 に対する地方公 営企業法の適 用 (営業課)	平成19年度事業完了後において、普及率がほぼ100%になることに伴い、経営状況がより明確となる企業会計を導入するため、地方公営企業法の全部適用を行う。							平成19年第4回定例会において法適用関連条例を議決、平成20年4月から適用			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第7節 墓地の確保を検討する

施策体系図

第7節 墓地の確保を検討する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
25	墓地供給状況に対する満足度	まちづくり市民アンケート結果	%	22.5 (H18)	36

主な施策の展開

(1) 火葬料の一部助成

火葬にかかる市民負担の軽減を図るため、引き続き火葬料の助成を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
火葬料補助金業務 (市民課)	市民が死亡又は死産した場合において、火葬を行った者に対し、その費用の一部について、城陽市火葬料補助金を交付し、火葬費用の経費負担の軽減を図る。							火葬料補助金交付の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 墓地公園等の検討

墓地に対する市民ニーズの動向を見極めながら、東部丘陵地での墓地公園の整備を検討します。また、市内の既存墓地の公的支援について検討します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
墓地経営関連業務 (環境課)	墓地に対する市民ニーズの動向を見極めながら、東部丘陵地での墓地公園の整備を検討する。また、市内既存墓地の公的支援を検討する。							墓地公園にかかる市民ニーズの把握(市民意識調査) 他団体の状況把握 東部丘陵地での具体化検討 既存墓地への具体的支援策の策定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.25 墓地供給状況に対する満足度	-	-
	計画										

第8節 駅周辺整備を推進し公共交通対策を充実する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
26	鉄道を手軽に利用できると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	69.9 (H18)	80
27	路線バスを手軽に利用できると感じている市民の割合(市内の3路線)	まちづくり市民アンケート結果	%	26.0 (H18)	28
28	路線バス利用者数(市内の3路線)	年間総利用者数	人	105,300 (H18見込み)	113,400

主な施策の展開

(1) 駅周辺整備の実施

寺田駅においては、寺田駅周辺整備事業について地域住民と協働で整備手法などを決定し、その事業化を図ります。また、長池駅においては、駅南北を結ぶ自由通路の整備を行うとともに国道24号から駅南側までの道路整備に取り組み、地域の中心地区として整備し、駅周辺地域の活性化に努めます。

また、市内各駅においても駅に通じる府道の整備を要請し、駅利用者の安全性や利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成をめざします。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
寺田駅周辺整備推進事業 (まちづくり推進課)	市の玄関口である寺田駅周辺地域の活性化を図るため、地域住民との協働により、将来の近鉄京都線立体交差化を見据えた、必要な駅周辺整備を行う。							駅周辺整備基本計画を立案し、その計画を基に、整備手法を含め実現可能な事業計画を策定。事業採択(事業認可)を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
計画											
長池駅周辺整備事業 (まちづくり推進課)	駅の南北を連絡する自由通路・駅舎の橋上化、南側駅前広場、国道24号からのアクセス道路等の整備を行い、併せて、商業を含む地域の活性化を図る駅周辺整備を行う。							平成20年度まちづくり交付金要望。平成21年度交付金採択、事業着手。平成22年度自由通路整備、平成23年度南側駅前広場用地買収等			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
計画											

山城青谷駅 周辺整備事業 (まちづくり推進課)	山城青谷駅周辺道路の安全性及び機能性を確保した駅周辺整備構想の検討を行う。							府道上狛城陽線バイパスルート検討を踏まえた駅周辺整備検討を行い、京都府へバイパスルートの要望を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 鉄道利用者の利便性の向上

JR奈良線の第2期複線化工事や寺田駅への急行停車の実施により電車の増便と高速化を図り、市民の鉄道利用の利便性の向上をめざします。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
JR奈良線高速化・複線化促進事業 (まちづくり推進課)	JR奈良線全線複線化実現に向けた取組みを進める。							JR山陰線複線化工事完了(予定:平成22年春)後、奈良線複線化工事に着手されるよう、JR奈良線複線化促進協議会を中心に取組みを推進		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.26 鉄道を手軽に利用できると感じている市民の割合	-
	計画									

(3) 交通弱者の移動手段の確保

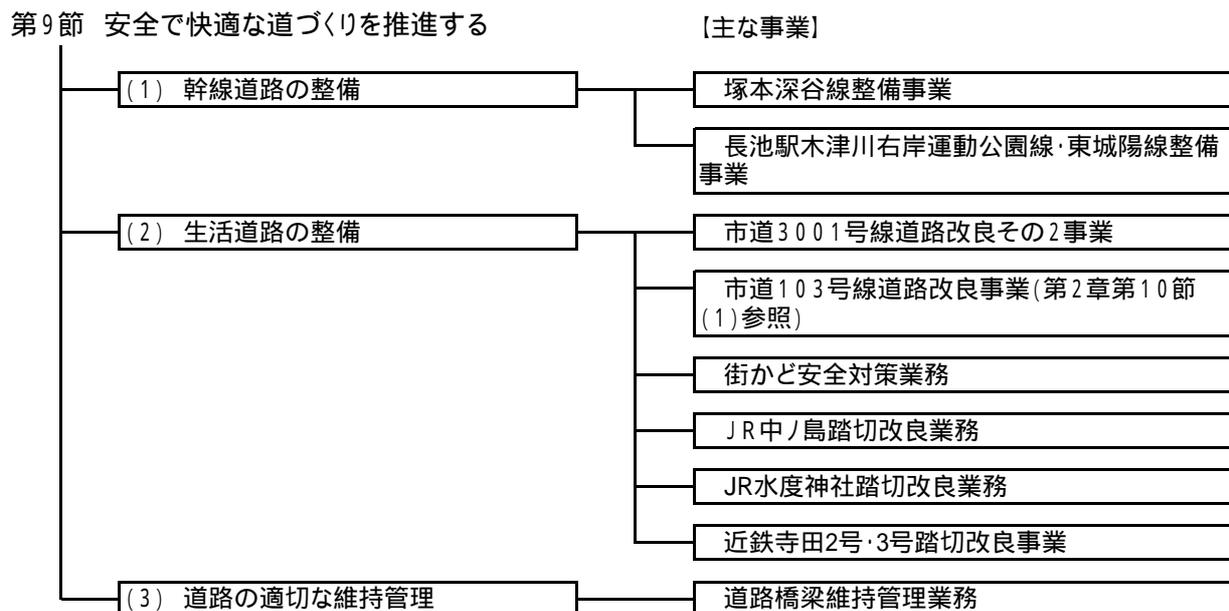
高齢者などの交通弱者の移動手段として路線バスの利便性を高め、その利用促進に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
バス路線対策事業 (まちづくり推進課)	城陽さんさんバスが、市民に親しまれ、利用いただきやすいよう、利便性の向上を図り、利用促進に向けた取組みを行う。							バス事業者に対し、2/3補助を行っている運行補助金について、補助金が減額できる利用者数となるよう、利用の拡大を促進		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.27 路線バスを手軽に利用できると感じている市民の割合	No.28 路線バス利用者数
	計画									

第9節 安全で快適な道づくりを推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
29	側溝改修率(道路延長)	側溝改修済 / 側溝改修対象延長	%	45.9	56
30	都市計画道路整備率	(改修済 + 概成済(計画幅員の2/3以上の幅員が確保された道路)) / 都市計画決定道路延長	%	42	43
31	道路の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	35.0 (H18)	43
32	歩道の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	26.6 (H18)	39

主な施策の展開

(1) 幹線道路の整備

円滑で快適な交通網の確立のために都市計画道路北城陽線や塚本深谷線の整備を推進します。また、国道307号青谷道路・府道城陽宇治線久津川交差点改良事業の早期完成、府道上狛城陽線の整備、さらに、国道24号の渋滞緩和対策と(仮称)宇治木津線の早期建設についても関係機関に強く要望していきます。

利便性向上などのため、都市計画道路の整備とあわせて近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
塚本深谷線 整備事業 (土木課)	国道24号と府道城陽宇治線を結び延長1,310mの都市計画道路事業であり、市街化区域区間の440mの整備を先行し、事業の進展にあわせ市街化調整区域側870mの整備を進める。あわせて事業代替地の確保に努める。整備においては良好な道路空間の創出を図る。							都市計画事業区間L=440m 事業説明、事業認可、用地測量、用地買収建物等補償 道路事業区間L=870m 事業説明、事業認可、測量設計用地測量、用地補償等			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.13 良好な道路 空間の延長	No.30 都市計画道 路整備率	-
	計画										
長池駅木津 川右岸運動公 園線・東城陽線 整備事業 (土木課)	JR長池駅と木津川右岸運動公園を結ぶ区間を歩行者系アクセス道路として整備し、良好な道路空間の創出を図る。長池駅木津川右岸運動公園線350m幅員22.5mと交差する東城陽線側340mについて整備を行う。							長池駅木津川右岸運動公園線L=350m 工事施工中であり平成24年度完成 東城陽線L=340m 用地買収、建物等補償、工事、平成24年度完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.13 良好な道路 空間の延長	No.30 都市計画道 路整備率	-
	計画										

(2) 生活道路の整備

日常生活に密着した安全で快適な生活道路の整備に努め、障害者、高齢者など交通弱者を含め歩行者の安全確保については、街かど安全対策等整備事業などにより、歩道整備や隅切りの改良、踏切の改良を行い、バリアフリー化に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
市道3001号 線道路改良そ の2事業 (土木課)	府道上狛城陽線と東城陽線とを接続する道路で事業延長180m幅員12mの道路整備を行う。							用地買収建物等補償、工事施工中～完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
街かど安全 対策業務 (土木課)	老朽化側溝整備、交差点改良、狭隘道路整備、歩道設置事業を行い、市内の道路等の安全対策を図る。							側溝整備(街かどリフレッシュ事業)1km/年 交差点改良計画3箇所/年 歩道設置(市道103号線道路改良事業整備)L=110m			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.29 側溝改修率	No.31 道路の利便 性・安全性 に満足して いる市民の 割合	No.32 歩道の利便 性・安全性 に満足して いる市民の 割合
	計画										
JR中ノ島踏 切改良業務(土 木課)	JR中ノ島踏切について、歩道幅2.5mを含む踏切拡幅を行い、歩行者の安全対策を図る。							事業延長L=35m、幅員8.1m(片側歩道幅員2.5m) 工事着手～平成20年度完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

JR水度神社踏切改良業務 (土木課)	JR水度神社踏切について、歩道設置を含む踏切拡幅を行い、歩行者の安全対策を図る。							詳細設計、鉄道事業者と協議後協定締結 工事着手～平成21年度完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
近鉄寺田2号・3号踏切改良事業 (土木課)	当該踏切は、狭隘踏切であり改良が必要である。国土交通省においても、早急に改善を要すべき踏切としており、踏切の統廃合等含め早期に安全対策を図る。							近鉄、公安委員会協議 測量設計、改良工事委託～平成22年度完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(3) 道路の適切な維持管理

道路の安全性、快適性を確保するため、事故の発生する恐れが高い箇所を優先的に整備していくとともに、市民と協働して道路の適切な維持管理に努めます。

[主な事業]

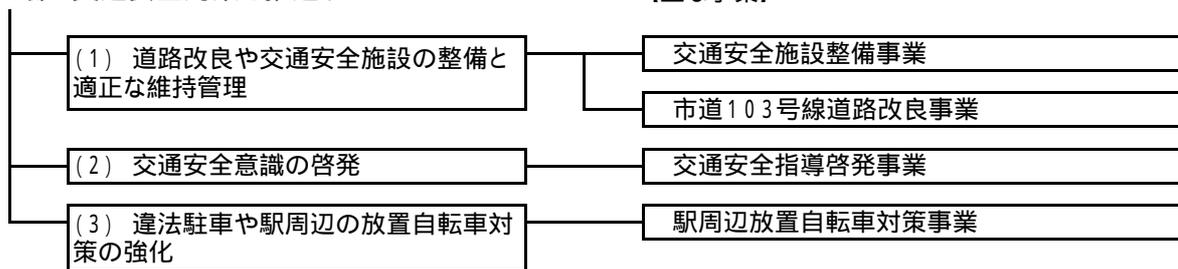
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
道路橋梁維持管理業務 (管理課)	安全快適な道路管理に努めるとともに、憩いとふれあいのある道路は市民と協働で清掃などを行う組織作りを進める。							さわやか側溝整備事業により、道路側溝の整備を推進 ボランティア組織の育成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第10節 交通安全対策を推進する

施策体系図

第10節 交通安全対策を推進する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の 目標
33	交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	438	305
34	禁止区域当たりの放置自転車 回収台数	年間放置自転車回収台数 / 禁 止区域箇所数	台	147	100
35	歩道設置率	歩道設置済延長 / 歩道設置計 画延長	%	66.3	67

主な施策の展開

(1) 道路改良や交通安全施設の整備と適正な維持管理

通学路などの生活道路については、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、道路の新設や改良にあわせて道路反射鏡、道路標識、路側帯、道路照明や防護柵などの整備を図るとともに、交通事故多発箇所の調査・分析を体系的に実施し、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効果的に交通安全施設の整備を進めるとともに、必要な交通規制について要請を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
交通安全施設整備事業 (管理課)	生活道路や通学路の安全確保のための施設整備に努めるとともに、危険箇所のデータベース化を進める。							道路反射鏡・区画線・道路標識等の設置			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
市道103号線道路改良事業 (土木課)	府道城陽宇治線久津川交差点より、市道1号線までの延長110mについて道路改良(右折レーン設置、歩道設置)を行う。							用地買収、建物等補償、工事着手～完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.35 歩道設置率	-	-
	計画										

(2) 交通安全意識の啓発

就学前幼児に対する交通安全教育を推進するため、幼児交通事故防止連絡会の活動を強化し、交通安全教育を積極的に推進します。

また、小学生、中学生の交通安全教育を効果的に推進するため、警察や関係機関との連携により、学校教育活動全体を通じて安全に通行する意識と能力や自転車利用者としての必要な知識・技能の習得を推進します。さらに、高齢者事故防止活動推進委員協議会の活動を支援するとともに、多様な機会において高齢者の事故実態に即した啓発・交通安全教育を推進します。

また、子ども、高齢者などを対象に交通安全教育の活発な啓発活動を進めている城陽市交通安全女性会の活動支援とともに、城陽市交通安全対策協議会の活動を中心として、市民一人ひとりに交通安全知識の普及や交通安全思想の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全運動を組織的、継続的に展開します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
交通安全指導啓発事業 (まちづくり推進課)	第8次城陽市交通安全計画に基づき、城陽市交通安全対策協議会を主体に、関係機関、民間団体と協力し、市民の交通安全意識の高揚に向けた、普及、啓発活動を推進する。							関係機関、民間団体と連携した普及、啓発活動の実施 交通安全女性会の活動支援 平成23年度第9次城陽市交通安全計画の策定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.33 交通事故発生件数	-	-
	計画										

(3) 違法駐車や駅周辺の放置自転車対策の強化

違法駐車が常態化している地域や路線においては、警察などによる重点的な取締りの強化を要請するとともに、警察、消防および市の3者による「3色パトロール」の実施や自治会などと連携した啓発活動を行い、市民の駐車マナーの向上を図ります。また、駅周辺における交通環境の向上を図るため、自転車駐車場の整備とあわせて自転車放置禁止区域内の放置自転車の強制撤去を行うとともに、自転車利用者への放置禁止の啓発を推進します。

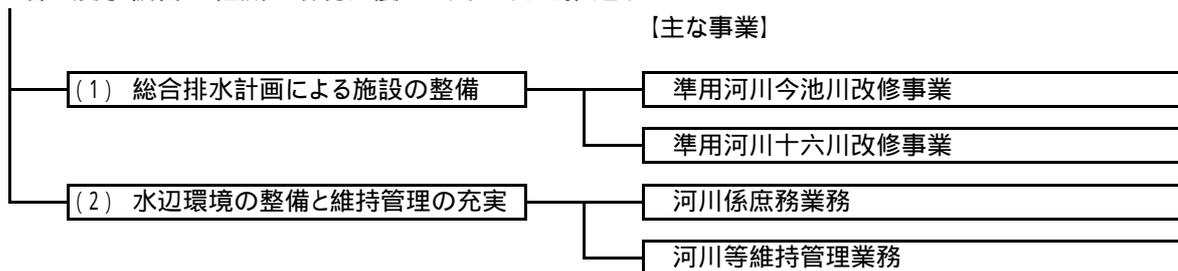
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
駅周辺放置自転車対策事業(管理課)	近鉄・JR各駅の放置自転車をなくすための啓発を充実させる。							現場での指導、整理業務の充実			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.34 禁止区域当たりの放置自転車回収台数	-	-
	計画										

第11節 浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する

施策体系図

第11節 浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
36	準用河川改修率	準用河川改修済延長 / 準用河川改修計画延長	%	77.5	80
37	川に親しみを持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	26.9 (H18)	39

主な施策の展開

(1) 総合排水計画による施設の整備

総合排水計画に基づき十六川の整備など計画的な河道整備とともに、新たな雨水流出を抑える流出抑制対策により、下流河川における浸水被害の軽減を図ります。

また、古川の河道拡幅の促進および、天井川である青谷川、長谷川の整備促進を関係機関へ強く要望します。

〔主な事業〕

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
準用河川今池川改修事業 (土木課)	準用河川今池川を改修し、浸水被害の軽減を図る。全改修事業延長L = 2,140mで多自然護岸、護岸ブロックにより改修を行う。							改修残事業延長L = 118m 用地買収、工事～完成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.36 準用河川改修率	-	-
	計画										
準用河川十六川改修事業 (土木課)	未改修である準用河川十六川を改修し、浸水被害の軽減を図る。改修事業延長L = 616mの改修を行う。							改修工法決定、詳細設計、工事着手			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 水辺環境の整備と維持管理の充実

水辺空間においては、今池川ポケットパークをはじめ、市民の憩いの場を創出していくとともに、市民参加の河川美化活動への支援を強化し、市民と行政が協働して河川の美化や維持管理に努めます。

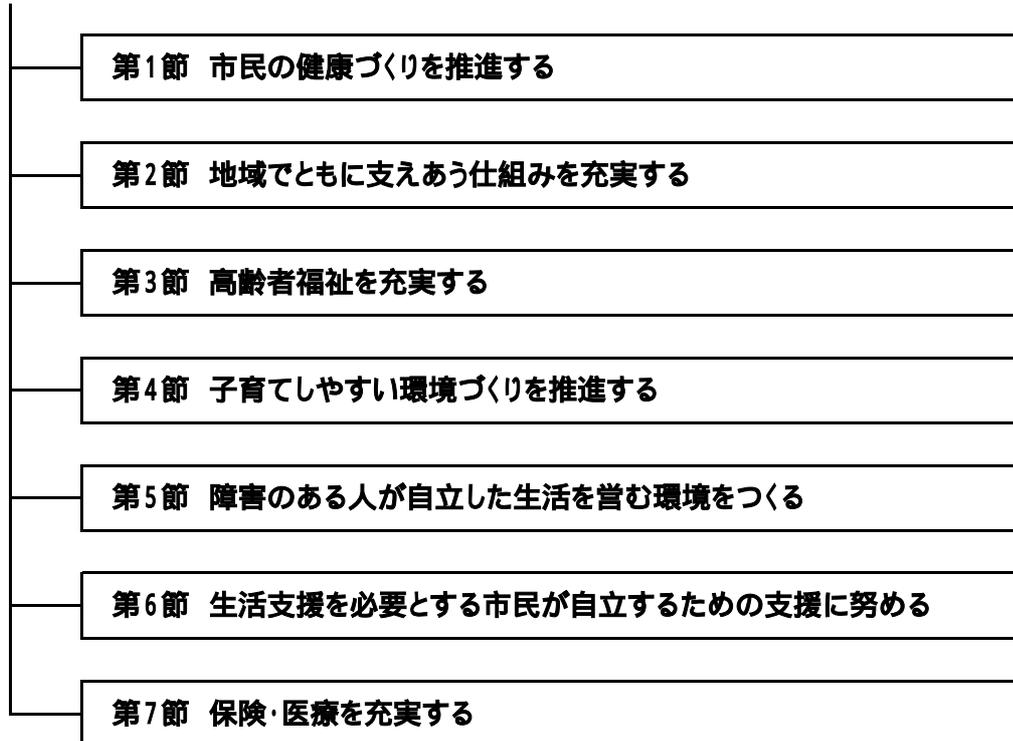
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
河川係庶務 業務 (土木課)	河川、親水公園、今池川ポケットパーク等のPRを行い、川への親しみを向上させていく。							広報紙、インターネット、啓発看板等を活用してPRを実施			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連する まちづくり 指標	No.37 川に親しみを 持っている 市民の割合	-	
	計画										
河川等維持 管理業務 (管理課)	河川・排水路の疎通能力の維持・向上のために浚渫・除草などの充実に努めるとともに、市民との協働による河川清掃などに取り組む。							一級河川古川をはじめ、市内の親水性の高い河川について定期的な美化活動などを市民と協働で行う機会をつくり、維持管理を向上			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第3章 健康で幸せなまちづくり

施策体系図

第3章 健康で幸せなまちづくり

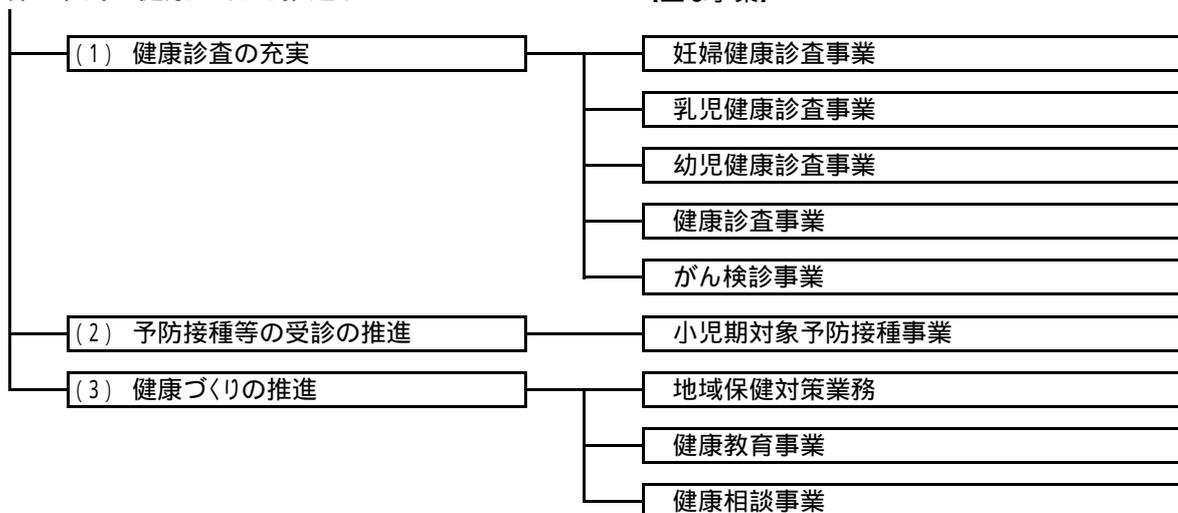


第1節 市民の健康づくりを推進する

施策体系図

第1節 市民の健康づくりを推進する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
38	自主的に健康づくりを行っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	70.7 (H18)	73
39	健診受診率	受診者数 / 対象者数	%	76.6	82
40	乳幼児健康診査の受診率(3か月健診)	受診者数 / 対象者数	%	99.8	100
41	予防接種受診率(MR)	受診者数 / 対象者数	%	92.7	95

主な施策の展開

(1) 健康診査の充実

生活習慣病の早期発見・早期治療の実現を図るため、基本健康診査や各種がん検診などの充実と利用を促進するとともに、乳幼児健診による疾病の早期発見や育児支援の充実に取り組みます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
妊婦健康診査事業(健康推進課)	妊婦に定期的な健康診査を行い、安全な分娩と健康な子の出生を支援する。							公費負担の内科検診について現行2回を平成20年度より5回に拡充し、負担軽減による健診受診の勧奨			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
乳児健康診査事業(健康推進課)	乳児期の精神及び身体発達について、満3ヶ月を超える児及び同8ヶ月を超える児に診察・観察を行い、異常の早期発見・早期治療により、健全発達を援助する。							健康じょうよう21により、受診率100%を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.40 乳幼児健康診査の受診率	-	-
	計画										

幼児健康診 査事業(健康推 進課)	幼児期の総合健診として、満1歳9ヶ月を迎える児及び3歳6ヶ月を迎える児に健診による病気・障害等の早期発見・早期対応により、健康管理・子育て支援を行う。							健康じょうよう21により、受診率100%を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
健康診査事 業(健康推 進課)	生活習慣病対策を主とした健診を実施し、市民の健康保持に努める。							医療制度改革に沿った健診体制を確保			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.39 健診受診率	-	-
	計画										
がん検診事 業(健康推 進課)	がんの早期発見・早期対応のための検診を実施する。							市民の利便性を確保し、また受診率向上のため、すべての検診の個別化実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(2) 予防接種等の受診の推進

感染のおそれのある疾病の発生およびまん延を防止するため、予防接種に関する正しい知識の普及や予防接種の受診率の向上とともに、感染症の予防啓発を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
小児期対象 予防接種事業 (健康推進課)	小児期の感染症予防として、2・3種混合、ポリオ、MR、BCG等の予防接種を行う。全戸配布のカレンダーで詳細をお知らせする。							接種率85%以上の確保を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.41 予防接種受 診率	-	-
	計画										

(3) 健康づくりの推進

「健康じょうよう21」に基づき、小学校区ごとに健康教室、健康相談を実施し、引き続き生活習慣病の一次予防に努めます。また、心身ともに健康で自立した生活を送ることができるよう、健康意識の高揚や健康管理に必要な情報の提供などを行います。

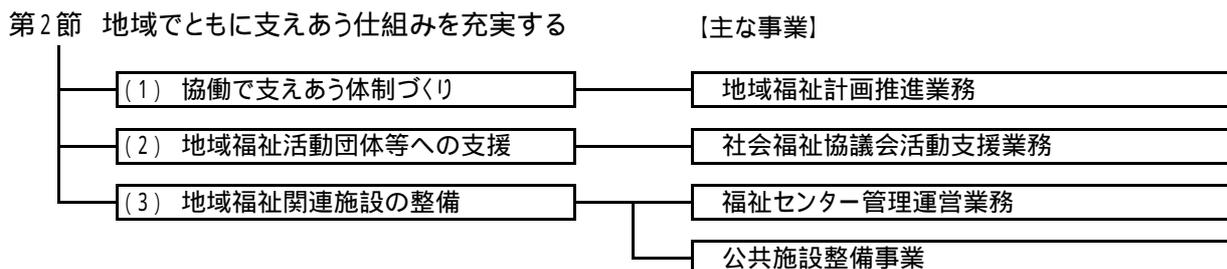
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域保健対 策業務(健康推 進課)	校区社協、地区民生児童委員会、ヘルスマイト、高齢者クラブ等と連携しながら、健康じょうよう21の実践に取り組む。							健康じょうよう21の行動目標、達成指標の確保を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.38 自主的に健康づくりを行っ ている市民の割合	-	-
	計画										

健康教育事業 (健康推進課)	保健センター、各コミセン等において、疾病予防、健康の保持増進のため、集団による健康教育を行う。							医療制度改革に関連した、保健指導等と連携した取り組みを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
健康相談事業 (健康推進課)	保健センターにおいての定期実施及び電話等による随時の健康相談を実施し、保健指導により市民の健康管理に役立てる。							医療制度改革に関連した、保健指導等と連携した取り組みを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2節 地域でともに支えあう仕組みを充実する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
42	地域見守りネットワークの組織数	市内10校区において、活動されている見守りネットワークの組織数	校区	9	10
43	福祉分野でボランティア・市民活動している人数	社会福祉協議会ボランティア活動に登録されている人数	人	827	1,104
44	福祉分野で登録している団体数	市補助団体および社会福祉協議会ボランティア登録団体数	団体	26	28

主な施策の展開

(1) 協働で支えあう体制づくり

市民が安心して暮らすことのできる地域福祉の確立を支援するため、市民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの知識・技能を活かしながら、自主的、自発的にボランティア活動など地域福祉活動に取り組める協働の体制を構築します。

団塊の世代をはじめとする市民の経験・知識・意欲を地域社会で活用するため、地域活動の促進や就労機会の拡充など、環境整備に向けた取り組みを進めます。

また、民生児童委員と連携した地域福祉の支援体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域福祉計画推進業務(福祉課)	地域福祉計画を見直し、事業の進捗状況の点検を行う。							事業の進行、進捗管理の実施 地域福祉計画の見直しに伴うアンケート調査の実施 地域福祉計画の見直し策定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 地域福祉活動団体等への支援

校区社会福祉協議会を中心として展開されている小地域福祉活動(高齢者・障害者・児童分野など)の充実と活性化を図るため、城陽市社会福祉協議会を通じて支援を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
社会福祉協議会活動支援業務 (福祉課)	社会福祉協議会の自立を促すとともに必要な補助を行う。							社会福祉協議会活動事業に対する補助 地域福祉推進事業に対する補助 ふれあい号送迎サービス事業に対する補助			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.42 地域見守りネットワークの組織数	No.43 福祉分野でボランティア・市民活動している人数	No.44 福祉分野で登録している団体数
	計画										

(3) 地域福祉関連施設の整備

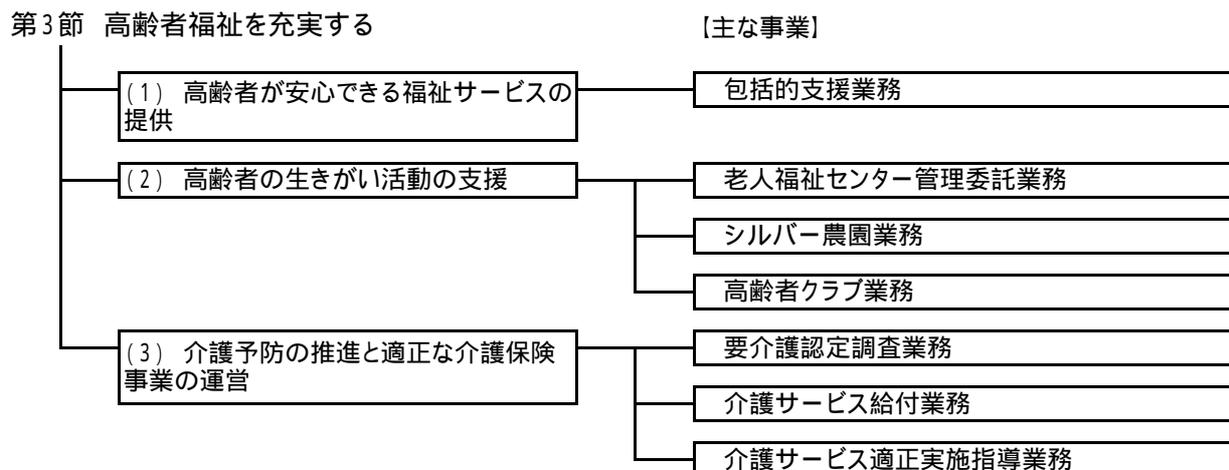
地域の福祉活動を支援するため、社会福祉法人などの施設整備に対する助成や既存施設の有効活用を図るとともに、公共施設はもとより民間施設についても、だれもが利用しやすいような施設となるよう、「城陽市住みよい福祉のまちづくり推進指針」に基づく整備に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
福祉センター管理運営業務 (福祉課)	福祉センターについて効率的な運営を図るとともに、地域生活の拠点としての機能の充実に努める。							福祉センター利用の増加			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
公共施設整備事業 (福祉課)	城陽市住みよい福祉のまちづくり推進指針に基づく福祉環境整備基準に適合するよう維持・改善を行う。施設整備への助成を行う。							住みよい福祉のまちづくり推進指針に基づく施設整備の実施 民間施設整備への助成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第3節 高齢者福祉を充実する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
45	要介護認定の割合	要介護認定者数 / 65歳以上人口	%	14.8	15
46	高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	53.6 (H18)	57
47	生きがい施策参加者の数	老人福祉センターの利用者数	人	148,848	165,000
48	生きがい施策参加者の数	シルバー農園の参加者数	人	391	496
49	高齢者クラブ加入者数	高齢者クラブに加入している人数	人	4,260	6,262

主な施策の展開

(1) 高齢者が安心できる福祉サービスの提供

介護保険事業の計画的かつ適正な運営を図ります。また、高齢者の配食などの生活支援を行うなど、自立を支える福祉サービスの提供に取り組みます。さらに、市内にある既存の福祉施設の利用や入所ができるよう、施設の有効活用を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
包括的支援業務 (高齢介護課)	介護予防ケアマネジメントの実施、総合相談支援・権利擁護の実施、包括的・継続的マネジメントの実施を行う。							包括的支援業務の支援 センター設置数の検討		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.46 高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	-
	計画									

(2) 高齢者の生きがい活動の支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業などの社会参加活動を推進するため、高齢者クラブやシルバー人材センターへの支援とともに、その知識、技能、経験などを有効活用する高齢者マイスター認定制度の導入を検討します。

また、老人福祉センター、シルバー農園や新たなスポーツゾーンの整備・改修を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
老人福祉センター管理委託業務 (高齢介護課)	健康や生活に関する相談、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与して憩いの場となるようセンターを設置し、センターの効率的な運営を行う。							老人福祉センターの効率的な運営 陽和苑移転改築検討、子育て支援課との連携 陽和苑移転改築開設			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.47 生きがい施策参加者の数 (老人福祉センターの利用者数)	-	
	計画										
シルバー農園業務 (高齢介護課)	高齢者が自然の中で野菜作りを楽しめるようシルバー農園を設置し円滑な農園運営を行う。							シルバー農園の円滑な運営 増園の検討 利用者が出来る農園管理の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.48 生きがい施策参加者の数 (シルバー農園の参加者数)	-	
	計画										
高齢者クラブ業務 (高齢介護課)	高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブに対し、活動費の一部を助成するとともに、高齢者クラブ連合会の事務の支援を行う。							魅力ある高齢者クラブづくり 高齢者クラブの会員増対策			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.49 高齢者クラブ加入者数	-	-
	計画										

(3) 介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営

高齢期になってもできるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるように介護予防の推進に努めます。また、待機者の多い特別養護老人ホームなどの老人福祉施設について、京都府、事業者などと連携して、施設の整備を図りサービスの充実に努めます。

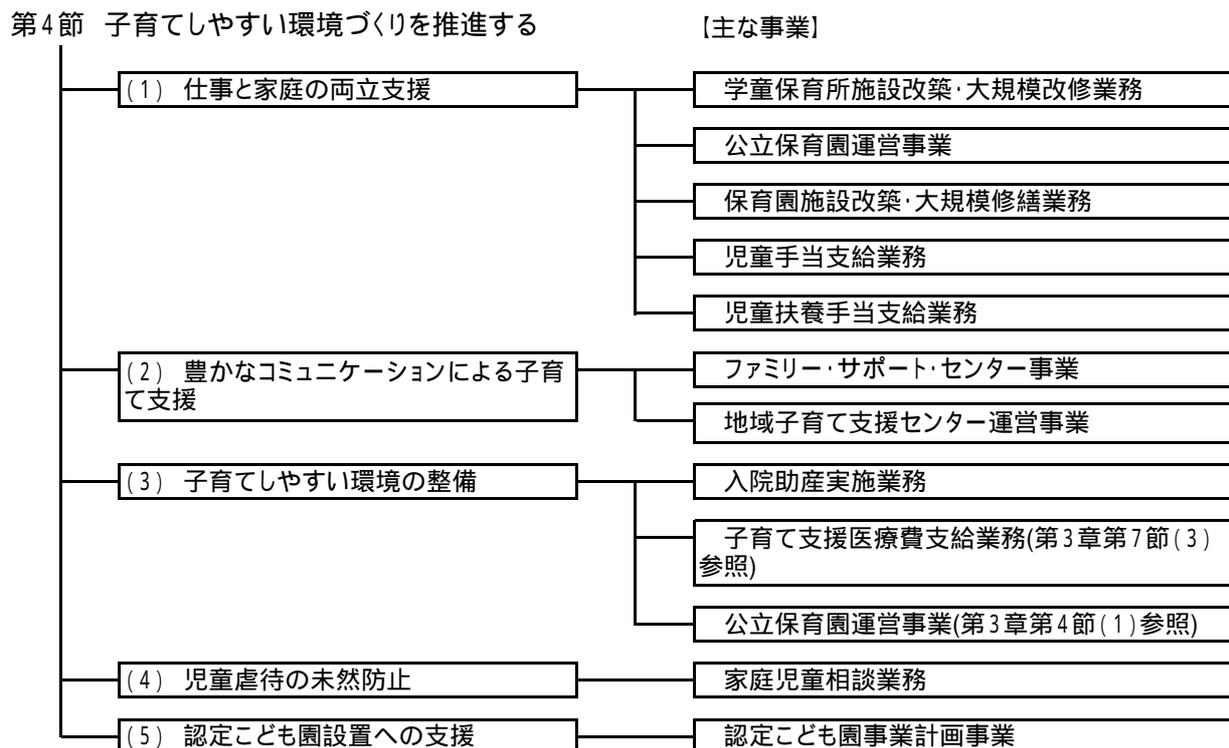
さらに、介護予防のケアマネジメント事業、総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業などについては、地域包括支援センターを拠点として総合的なケアマネジメントの充実に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
要介護認定調査業務 (高齢介護課)	適正な訪問調査と認定審査会の運営により、適正な介護認定を行う。							適正な介護認定			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.45 要介護認定の割合	-	-
	計画										
介護サービス給付業務 (高齢介護課)	介護保険事業計画による健全な保険会計の運営を行う。							事業者への指導・監査 第4次介護保険事業計画の策定 介護予防事業の推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
介護サービス適正実施指導業務 (高齢介護課)	介護相談員を施設等に派遣し利用者から介護サービスに対する疑問や不満、相談を聞きサービス事業者との橋渡しを行う。							訪問施設等派遣先の拡大および介護相談員の充実			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第4節 子育てしやすい環境づくりを推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
50	働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	33.1 (H18)	43
51	子育て支援事業(地域子育て支援センター)、あそびのひろば(保育所など)参加親子数	各地区で毎年度実施している子育て支援事業および各保育所などで実施しているあそびのひろばの参加親子数	組	4,509	5,100
52	保育所の待機児童数の状況	年度当初の待機児童数	人	0	0
53	保育所の待機児童数の状況	年度末の待機児童数	人	10	0
54	学童保育所の登録児童数の割合	登録児童数 / 対象児童数	%	18.1	23
55	ファミリー・サポート・センターの会員数等	会員数	人	455	790
56	ファミリー・サポート・センターの会員数等	活動件数	件	1,893	2,400

主な施策の展開

(1) 仕事と家庭の両立支援

働くことと子育てが両立できる環境整備を行うため、市内私立保育園への支援の充実と、老朽化や小規模園の城陽市立保育園の統合を含め計画的な施設整備を進めます。また、私立保育園を運営する法人の協力も得ながら、保育所における多様な保育サービスの拡充を図るとともに、学童保育所の施設整備を進め、その運営の充実を図ります。また、ひとり親家庭への自立支援や児童手当などの適正な支給を行うとともに、父子家庭に対する支援の強化、とりわけ父子家庭への児童扶養手当の給付制度の確立を国に要望します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
学童保育所 施設改築・大規模改修業務 (子育て支援課)	施設の老朽化に伴い、概ね築後20年を目途に小学校の余裕教室の有効活用を行い、学童保育所を当該教室へ移転建て替える。							大規模改修の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.54 学童保育所 の登録児童 数の割合	-	-
	計画										
公立保育園 運営事業 (子育て支援課)	保育に欠ける乳幼児を、保護者に代わって保育し、心身ともに健やかに育成する。							給食調理業務の民間委託化(平成19年度から2園で実施) 統合新設園の検討 延長保育実施園の拡大(平成19年度から1園で実施)			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.50 働くことと子 育てが両立 できる環境 が整ってい ると感じてい る市民の割 合	No.52 保育所の待 機児童数の 状況(年度 当初の待機 児童数)	No.53 保育所の待 機児童数の 状況(年度 末の待機児 童数)
	計画										
保育園施設 改築・大規模修 繕業務 (子育て支援課)	「市立保育所の施設整備及び運営に関する計画書(H16.6策定)」に基づく、統合、改修、跡地売却を進める。							統合新設園の検討 既設園改修の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
児童手当支 給業務 (子育て支援課)	児童を養育する人に対し、生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図る観点から児童手当を支給する。							受付・審査・通知・支給事務の適正実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
児童扶養手 当支給業務 (子育て支援課)	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため児童扶養手当を支給する。							受付・審査・通知・支給事務の適正実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(2) 豊かなコミュニケーションによる子育て支援

豊かなコミュニケーションが図れる子育て環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター事業の会員を増やし、会員相互の支援活動の拡大を図ります。また、ひとり親家庭を含めて保護者の育児不安解消のため、地域子育て支援センター事業における相談業務や情報提供の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	育児の援助を行いたい方(援助会員)と、育児の援助を受けたい方(依頼会員)を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を実施する。							会員の募集・登録事務の実施 市単独活動補助金の支給			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.55 ファミリー・サポート・センターの会員数等(会員数)	No.56 ファミリー・サポート・センターの会員数等(活動件数)	-
	計画										
地域子育て支援センター運営事業 (子育て支援課)	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、関係機関との共催事業等各種の子育て支援事業を実施する。							「あそびのひろば」等の実施 育児不安等に係る相談・指導の対応			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.51 子育て支援事業、あそびのひろば参加親子数		-
	計画										

(3) 子育てしやすい環境の整備

子育て世代を支援するため、家庭、地域、学校、行政などの相互の連携・協力体制を充実強化するとともに、子どもたちの身近な遊び場の確保や出産できる医療施設の確保など、子育てしやすい環境を整えます。また、子育ての負担軽減を図るため、乳児医療費の助成を行うとともに、保育所保育料については、国の定める基準額から、一定の軽減に努めます。さらに、育児休業制度の啓発に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
入院助産実施業務 (子育て支援課)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産の実施を行う。							相談・受付・審査・決定・病院依頼等の適正実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見の取り組みを積極的に進めるため、児童保護対策地域ネットワーク会議による取り組みや地域連携を強化します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
家庭児童相談業務 (子育て支援課)	家庭における児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭等からの相談に応じ、適切な相談・指導業務を実施する。							相談・指導業務の対応			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(5) 認定こども園設置への支援

新たに平成18年度から制度化された「認定こども園」について、民間が設置の方向で取り組むことを支援します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
認定こども園 事業計画事業 (子育て支援課)	認定こども園に係る申請事業者に対して、相談等について対応する。							相談等に対する対応			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第5節 障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる

施策体系図

第5節 障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
57	障害者支援関係の団体数	障害者を支援する市民団体、NPOなどの団体数	団体	7 (H18)	12
58	障害の自立に向けた対象者数	グループホーム、自立訓練、就労移行、就労継続支援の給付対象者数	人	59 (H18)	186

主な施策の展開

(1) 在宅サービス等の充実

障害のある人の日常行動と居宅生活を支援するため、障害者の総合相談システム体制の再構築や自己負担の軽減などの公的支援とあわせて、NPOやボランティアなどによる支援活動の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
自立支援業務(訓練等給付) (福祉課)	障害者が地域での自立した生活ができるよう、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。							自立訓練:自立した日常生活ができるよう身体機能訓練、生活能力の向上事業の実施 就労移行支援:就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練の実施 就労継続支援:就労が困難な障害者に対し、働く場所の提供、知識能力の向上のための訓練の実施 利用者の負担軽減の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.58 障害の自立に向けた対象者数	-	-
	計画										
地域生活支援業務 (福祉課)	障害者が地域における自立した生活ができるよう支援を行う。							相談支援事業の実施 コミュニケーション支援事業の実施 日常生活用具の給付等事業の実施 移動支援事業の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.57 障害者支援関係の団体数	-	-
	計画										

(2) 施設サービスの充実

障害のある人のニーズを見極めながら、各種施設サービスの充実と運営支援を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
自立支援業務(施設入所支援) (福祉課)	介護が必要な人や通所が困難な人で自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対し居住の場所を提供し、夜間における日常生活の支援を行う。							日中活動系サービス 療養介護:医療の必要な障害者に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、介護などの実施 生活介護:常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを実施 居宅系サービス 共同生活介護:共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを実施 施設入所支援:施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 生活の安定と自立の支援

障害のある人の生活の安定と自立支援を図るため、経済的支援の充実や就労の促進に努めます。また、住環境の整備や交流の場となる各種行事を開催し社会参加を促進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
在宅障害者等デイサービス業務 (福祉課)	在宅障害者の自立と生きがいを高めるため、創作活動、機能訓練、社会適用訓練等を行う。							写真教室、社交ダンス教室、編み物教室等の実施 肢体障害者ガイドヘルパー派遣の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
障害者住宅改良助成業務 (福祉課)	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた65歳未満の介助を有する人に対する住宅改良工事助成を行う。							住宅改良相談・支援の継続			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第6節 生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める

施策体系図

第6節 生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
59	1年間で自立した世帯数	転出、死亡などを除いた生活保護廃止世帯数	世帯	24	32
60	くらしの資金の償還率	償還額 / 調定額	%	53	67

主な施策の展開

(1) 生活保障と自立支援

被保護世帯の自立を支援するため、民生児童委員や関係機関と連携し、個々の世帯に即した助言・指導を行い、自立助長のための必要な支援を行います。また、緊急一時的な支援が必要な世帯に資金の貸付を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
生活保護適正化対策事業 (福祉課)	生活保護制度の適正な運営を図るための事業を行う。							窓口相談員の配置 就労支援員の配置 医療扶助内容点検実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
生活保護援助業務 (福祉課)	生活保護法に基づき生活に困窮する者に対して、その程度に応じて必要な保護を行う。							必要なケースワーカーの配置 被保護者への適切な指導			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.59 1年間で自立した世帯数	-	-
	計画										
くらしの資金等貸付業務 (福祉課)	生活の不安定な世帯に対して、緊急・一時的な資金としてくらしの資金を貸付ける。							1世帯につき、10万円を限度に貸付(災害時20万円)の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.60 くらしの資金の償還率	-	-
	計画										

(2) 生活保護制度の充実

社会経済情勢の変化に対応して、安定した生活が営めるよう、生活保護制度の充実を国や京都府へ働きかけます。

【主な事業】

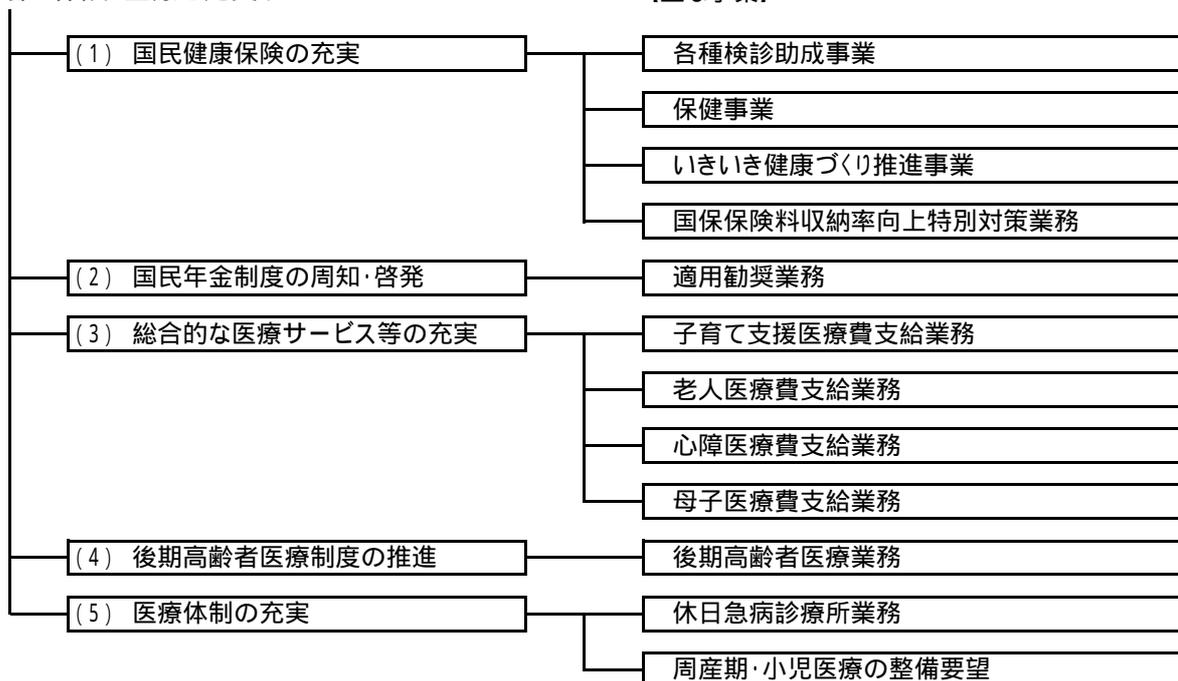
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標				
生活保護制度の改善要望 業務 (福祉課)	国や府に対して生活保護制度改善の要望を行う。							各組織を通じた要望活動の実施				
	年度		H19	H20	H21	H22	H23		関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画											

第7節 保険・医療を充実する

施策体系図

第7節 保険・医療を充実する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
61	国民健康保険料の収納率	保険料収納額 / 保険料調定額	%	95.2	94.7
62	検診などの受診者数	国民健康保険が助成する各種検診の受診延べ人数	人	2,883	2,355
63	健康づくり事業の参加人数	国民健康保険が行う「いきいき健康づくり推進事業」の参加延べ人数	人	17,075	18,714
64	かかりつけ医を持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	53.7 (H18)	58

主な施策の展開

(1) 国民健康保険の充実

保健、福祉と連携のもとに健康づくりのための事業を積極的に推進し、疾病予防と医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険の安定的な運営を行い、その健全経営に努めるとともに、国民健康保険の広域化についての検討を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
各種検診助成事業 (国保医療課)	国保被保険者に市が実施する各種検診を受診した場合の自己負担を助成する。							制度の啓発と受診勧奨の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.62 検診などの受診者数	-	-
	計画										
保健事業 (国保医療課)	国保被保険者の疾病予防及び早期発見、早期治療に努めるため人間ドック、脳ドックの受診費用を助成する。							人間ドック、脳ドック受診費用の助成を継続実施 平成20年度に定員を50名増員			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
いきいき健康づくり推進事業 (国保医療課)	市民一人ひとりの健康保持増進を図り、健康に対する関心を深めていただくため健康づくり事業を実施する。							健康づくり、体力づくり事業の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.63 健康づくり事業の参加人数	-	-
	計画										
国保保険料収納率向上特別対策業務 (国保医療課)	国民健康保険財政の安定化を図るため、収納担当課と連携し、収納率向上に取り組む。							平成20年度より、65歳以上被保険者の年金による特別徴収を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.61 国民健康保険料の収納率	-	-
	計画										

(2) 国民年金制度の周知・啓発

住民一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考えるよう、国民年金制度の啓発や広報活動を進め、加入を促進するとともに市民の年金受給権の確保を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
適用勧奨業務 (国保医療課)	国民年金制度についての啓発と加入の促進を行う。							啓発事業等の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 総合的な医療サービス等の充実

老後の健康の保持と必要な医療を確保するため、疾病の予防等保健事業を推進します。さらに、経済的な負担軽減を図るため、乳幼児医療、心身障害者医療、母子医療、老人医療、不妊治療等医療費の助成を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
子育て支援 医療費支給業務 (国保医療課)	子育て世代の経済的負担の軽減と児童生徒の健康保持と、増進を図るため、医療費の一部を支給する。							医療費支給事業の継続実施 事業の啓発実施 平成19年度に支給制度を拡大			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
老人医療費 支給業務 (国保医療課)	医療が容易に受けられない165歳から74歳の老人の健康保持、増進を図るため、保険診療の自己負担を支給する。							医療費支給事業の継続実施 事業の啓発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
心障医療費 支給業務 (国保医療課)	一定の条件にある心身障害者に対し、保険診療の自己負担を支給する。							医療費支給事業の継続実施 事業の啓発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
母子医療費 支給業務 (国保医療課)	母子家庭の母や児童に対し、保険診療の自己負担分を支給する。							医療費支給事業の継続実施 事業の啓発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(4) 後期高齢者医療制度の推進

75歳以上の高齢者などを対象とした心身の特性や生活実態などを踏まえた新たな医療制度などの創設に伴い、平成20年の後期高齢者医療広域連合の設立に参画することにより、新たな制度を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
後期高齢者 医療業務 (国保医療課)	平成19年度においては平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度への移行準備を行い、平成20年度からは各種申請・届出の受付等被保険者の便益の増進に寄与する業務を行う。							後期高齢者医療が平成20年度から実施される。運営は京都府後期高齢者医療広域連合となり、市は各種申請・受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務や保険料徴収事務を実施。後期高齢者医療制度の啓発を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(5) 医療体制の充実

緊急に医療を必要とする市民に対し、応急的な治療を行う休日急病診療所の充実に努めます。また、周産期・小児医療体制の充実に努めます。

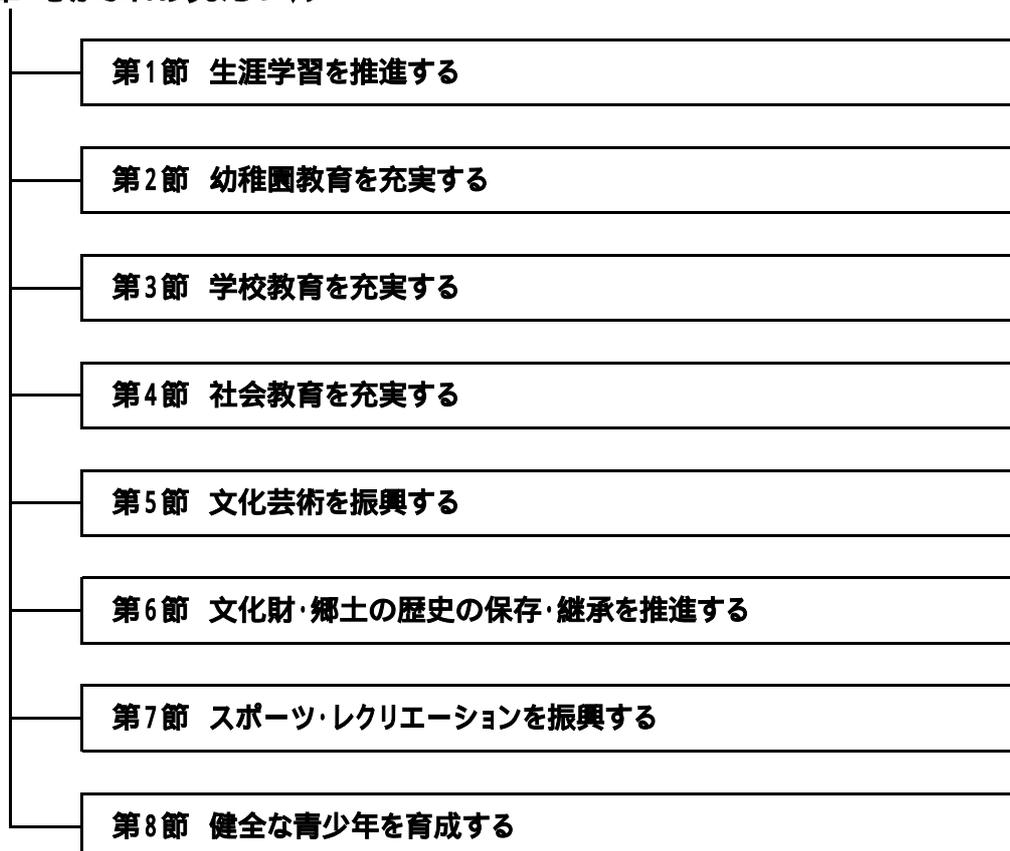
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
休日急病診療所業務 (健康推進課)	休日等において、緊急に医療処置を必要とする市民等に対し、診療所を設置して、診療と投薬業務を行い市民の健康を守る。							市民の利便を図り利用を促進するため、電子レセプトを導入し円滑な運営を確保			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連するまちづくり指標	No.64 かかりつけ医を持っている市民の割合	-	
	計画										
周産期・小児医療の整備要望 (健康推進課)	本市にとって理想となる医療体制を確保するため、関係機関等に必要な要望等行う。							京都府に対する「保健医療計画」意見書提出及び市内医療機関との協議による要望の実現			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第4章 心がふれあうまちづくり

施策体系図

第4章 心がふれあうまちづくり

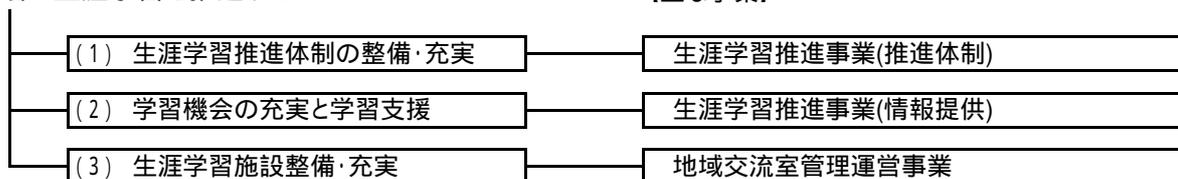


第1節 生涯学習を推進する

施策体系図

第1節 生涯学習を推進する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
65	生涯学習に係わる様々な講座へ参加している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	19.4 (H18)	24
66	生涯学習施設の利用者数	文化パルク城陽、コミュニティセンター、公民館、総合運動公園、市民運動広場、市民プールの延利用者数	人	1,788,906	1,898,000

主な施策の展開

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

市民の自発的な学習活動を推進するため「城陽市生涯学習まちづくり計画」を、現在の社会情勢を反映した計画に見直すとともに、「いつでも、どこでも、だれでも、たのしく」学習できるよう、大学や民間企業などとの連携も含めた生涯学習システムの構築や総合的な推進体制の整備・充実に努めます。また、市民の自主的な生涯学習活動を支援するシステムの導入を進めるとともに、学校教育と社会教育の連携の促進を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
生涯学習推進事業(推進体制) (生涯学習推進課)	市民の自発的な学習活動を推進するため、生涯学習まちづくり計画を見直すとともに、総合的な生涯学習推進体制の整備・充実に努めます。							生涯学習まちづくり計画の見直し			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 学習機会の充実と学習支援

文化パルク城陽などの生涯学習施設の機能を有効に活用し、市民の学習ニーズに対応した生涯学習プログラムの内容の充実や専門職員の配置の検討を進めるとともに、積極的な学習情報の提供を推進するなど、市民の学習活動を支援します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
生涯学習推進事業(情報提供) (生涯学習推進課)	生涯学習情報紙やホームページ等により、積極的な情報提供を推進し、市民の自発的な学習活動を支援する。							情報紙の発行 インターネットでの情報発信			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.65 生涯学習に係わる様々な講座へ参加している市民の割合	No.66 生涯学習施設の利用者数	
	計画										

(3) 生涯学習施設整備・充実

市民が自らの意思により、いつでも自由に学習ができる生涯学習施設の整備・充実を図るとともに、生涯学習に関する研究や学習方法の開発、指導者の育成・研修、各種情報の研究などを進めるため、生涯学習センターの設置を検討します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域交流室 管理運営事業 (生涯学習推進課)	空き教室の有効活用を図り、地域団体の会議やサークル活動の場を提供する。							積極的な活用			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第2節 幼稚園教育を充実する

施策体系図

第2節 幼稚園教育を充実する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
67	幼児教育センター利用者数	年間幼児教育センター利用者数(親子)	人	5,586	6,200
68	育児について相談できる場が整っていると感じる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	29.0 (H18)	44

主な施策の展開

(1) 人間形成の基礎を培う教育の充実・向上

幼稚園、家庭、地域社会の連携による幼稚園教育を推進し、人間形成の基礎を培う就学前教育を充実します。幼児期の特性を踏まえた教育課程を編成し、物的・人的環境などの環境を通して行う教育を基本とした指導を行います。また、幼児教育センターの教育相談体制などの充実を図るとともに、保育ニーズの多様化に対応するため、小学校との連携や預かり保育、教育相談体制の充実・向上に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
幼稚園管理運営業務 (学校教育課)	幼稚園の日常運営の質の向上、幼稚園における日常的な管理運営を適正に行う。今後の公立幼稚園のあり方、将来的な展望など総合的に検討を行う。							幼稚園の日常運営の質の向上 公立幼稚園のあり方を総合的に検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 子育て支援機能の充実

幼児教育センター機能の充実や遊びの広場などの活用により、地域の子育ての支援の中核となるよう努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
幼児教育センター - 実施業務 (学校教育課)	近年の少子化・核家族化等幼児の取り巻く社会の状況や環境の変化に伴い、幼児をもつ保護者に対し、幼稚園の1室を開放し、子育ての悩みや不安を取り除くため、遊びのひろばとして子育ての相談等に取り組む。							幼児教育センターの親子の利用人数の増加 地域の核として相談等子育て支援を実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.67 幼児教育センター利用者数	No.68 育児について相談できる場が整っていると感じる市民の割合
	計画									

(3) 特別支援教育の充実

障害のある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画を作成し、個性や能力の伸長に努めます。また、就学前から学校卒業まで一貫した支援を行うために、幼小連携に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
就学指導業務(幼児) (学校教育課)	就学相談をはじめ就学指導を行う。委員等への特別支援教育研修や一般市民への特別支援教育啓発を行う。							就学相談を実施 特別支援教育に係る研修会を開催 特別支援教育に係る啓発パンフレットを作成 幼稚園など就学前から小学校への移行支援を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 私学教育の振興・助成

私立幼稚園の保護者負担を軽減するため、就園奨励費の充実や健康診断の助成を行います。また、私学教育の振興を図るため、教職員研修費の助成を行います。さらに、「認定こども園」の設置の支援を行います。

【主な事業】

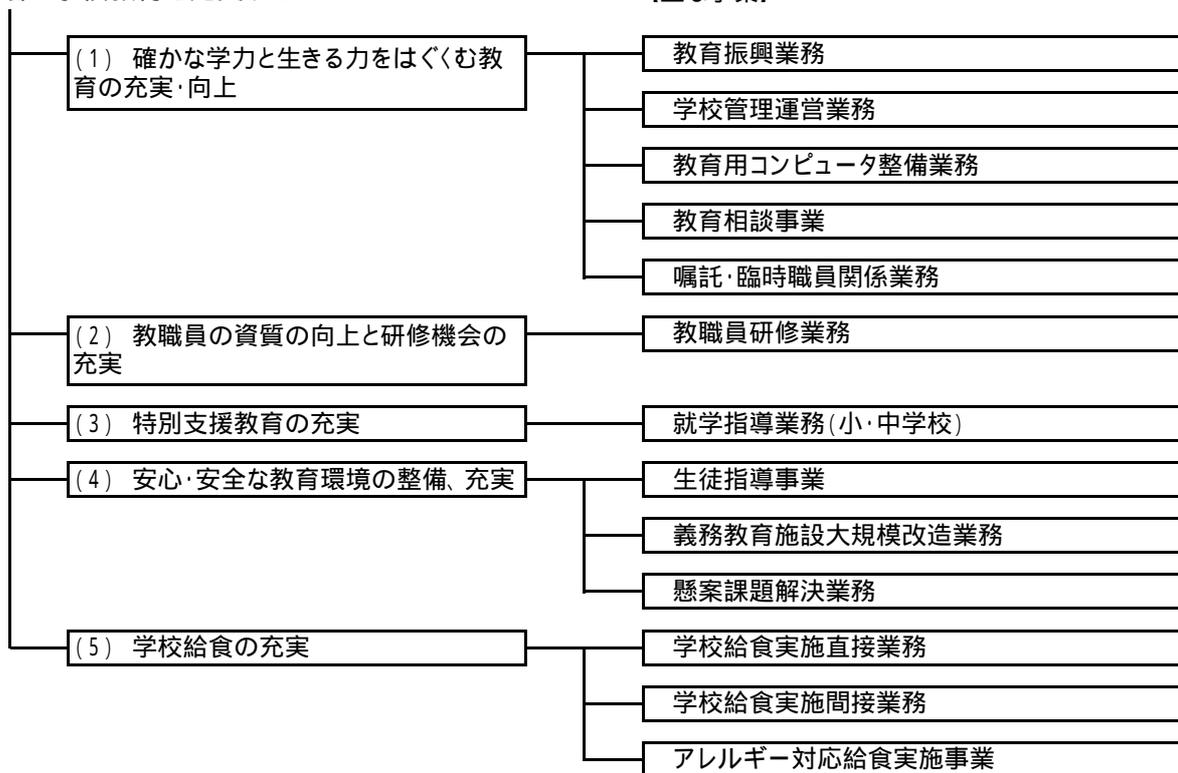
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
私立幼稚園 就園奨励費業務 (学校教育課)	市内に在住し、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経費負担を軽減し、幼児教育の振興に資する。							国の基準以上の所得の世帯には、市単費の補助を継続するとともに、国の動向に合わせて見直しを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第3節 学校教育を充実する

施策体系図

第3節 学校教育を充実する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
69	小学校 不登校児童数の割合	不登校児童数 / 市内小学校児童数	%	0.33	0.21
	中学校 不登校生徒数の割合	不登校生徒数 / 市内中学校生徒数	%	2.19	2.19
70	小中学校の耐震化率	耐震化済施設(棟)数 / 総施設(棟)数	%	34.7	70
71	学校給食残菜の割合(小学校)	米飯 副食	%	12.5 12.2	11.2 11.6
	学校給食残菜の割合(中学校)	米飯 副食	%	11.6 11.8	11.1 12.7
72	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	学校評価アンケート結果	%	61	80

主な施策の展開

(1) 確かな学力と生きる力をはぐくむ教育の充実・向上

基本的な人権を尊重し、知・徳・体の調和のとれた人格の形成と、生涯学習の基盤を培うことをめざして、学習指導要領に基づく教育により、基礎・基本と確かな学力、豊かな人間性、健康や体力の向上など「生きる力」の育成に努めます。

また、進展する高度情報化、国際化や環境問題に対応するため、すべての小・中学校において情報環境の整備や英語指導助手の活用を図るとともに、環境教育の充実に努め、社会人講師の活用や部活動の活性化など、学校と家庭、地域との連携を一層推進します。

さらに、不登校やいじめの問題などへの早期の対応と適切な指導・支援を行うため、スクールカウンセラーなどの配置など小・中学校における相談事業の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
教育振興業務 (学校教育課)	教育の機会均等とその水準向上のため、教育振興の円滑な推進を図る。児童・生徒の豊かな情操を養い、知・徳・体の教育効果を高めるためとともに、能力や適性を分析し、適正な学習指導に役立てる。							図書や教材備品等の充実、向上			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
学校管理運営業務 (学校教育課)	小・中学校における日常的な管理運営を適正に行い、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する。							小・中学校の日常運営の質の向上			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
教育用コンピュータ整備業務 (学校教育課)	小・中学校に教育用コンピュータの整備を行い、コンピュータ等情報機器を活用した学習や情報教育の推進を図る。							コンピュータ教室の機器を更新し、一人1台で40台の整備を完了 国のIT新戦略により教員一人1台のPC整備を計画、ICTの活用を推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
教育相談事業 (学校教育課)	中学校にスクールカウンセラー(小学校でも一部活用)、心の教室相談員を配置するとともに、適応指導教室にも相談員を配置し、保護者も含めた教育相談の充実を図る。							現在の事業を継続するとともに、より相談体制を充実し、小学校へのスクールカウンセラー配置等不登校の解消を図る方法を検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.69 小学校 不登校児童数の割合	No.69 中学校 不登校生徒数の割合	No.72 学校が楽しいと感じている児童生徒の割合
	計画										
嘱託・臨時職員関係業務 (教育総務課)	学校作業員が段階的に定年を迎える中、一部再任用職員として採用していることから、正規職員、再任用職員、欠員校には臨時職員を配置し、適正な管理を行う。							職員退職後、再任用職員、臨時職員等を適正に配置			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 教職員の資質の向上と研修機会の充実

教職員の資質の向上や魅力ある教職員の育成をめざし、教職員一人ひとりの豊かな人間性と広い社会性および専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、教育センターの設置についての検討を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
教職員研修業務 (学校教育課)	教育公務員としての使命と責任を自覚、専門職としての力量を高め、今日的な教育課題に対応できる教職員の資質向上を図る。							社会のめまぐるしい変化に主体的に対応し、今日の教育課題を的確に把握、実践できる教職員の資質向上及び今日的な教育課題克服に向けた実効ある研修を府教育委員会と連携し実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、個性や能力の伸長に努めます。

また、「交流および共同学習」を推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会への啓発に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
就学指導業務(小・中学校) (学校教育課)	就学相談をはじめ就学指導を行う。委員等への特別支援教育研修や一般市民への特別支援教育啓発活動を行う。							就学相談を実施 特別支援教育に係る研修会を実施 特別支援教育に係る啓発パンフレットを作成 幼稚園など就学前から小学校への移行支援を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 安心・安全な教育環境の整備、充実

子どもの安全確保を図るため、学校と家庭、地域と連携した「学校・地域連携推進事業」の一層の充実を図り、それを核とした子どもと地域とのふれあいや交流の場づくりに努めます。また、全国的に進められる予定の放課後保育への実施に向けて検討を進めるとともに、不審者情報の共有化を図るための、安心安全メールの配信などのシステムの充実に努めます。

また、通学路の整備や、安全な教育環境を確保するため、校舎、体育館などの学校施設の耐震補強工事および大規模改修工事を実施します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
生徒指導事業 (学校教育課)	中学校に生徒指導の充実のためにスチューデントリーダーを配置している。学校・地域連携事業の地域でのネットワーク化を進めることにより、子どもの安全確保を図る。							現在の事業を継続するとともに、小学校の生徒指導上、困難な状況に対しては、スチューデントリーダーの配置等を行い、校内の教育環境を改善			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
義務教育施設大規模改造業務 (教育総務課、営繕課)	安心・安全な教育環境の実現のために、公立学校施設耐震化整備計画を作成し、耐震補強設計と耐震補強工事を進める。							平成19年度公立学校施設耐震化整備計画の作成 耐震化整備計画の優先順位の高い棟から2次診断・耐震補強設計及び補強工事を実施 平成23年度における耐震化率70%を目標に耐震補強を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.8 公共施設の耐震診断実施率	No.70 小中学校の耐震化率	-
	計画										

懸案課題解決業務 (教育総務課)	安心・安全な教育環境の実現のために、小中学校の懸案課題の解消に取り組む。							耐震補強工事にあわせ、学校別の懸案事項の解消及び改善整備を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(5) 学校給食の充実

子どもたちがふるさとの農業や食文化への理解を深めるため、地元でとれた野菜などを活用するなど、学校給食における地産地消の取り組みを推進するとともに、アレルギー対応給食への取り組みを進めます。

[主な事業]

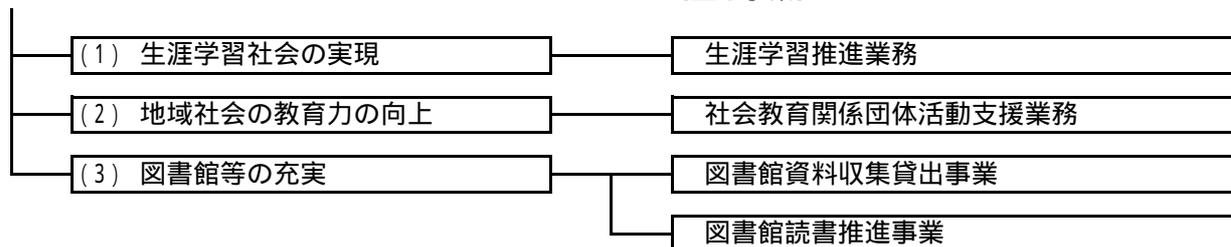
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
学校給食実施直接業務 (学校給食センター)	地産地消の取り組みを積極的に進めるとともに、食教育促進による残菜の減少を進める。							地元産食材の使用拡大 小・中学校の米飯・副食の残菜率1ケタ台を目指し教育等を促進 給食費のあり方の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.71 学校給食残菜の割合 (小学校)	No.71 学校給食残菜の割合 (中学校)	-
	計画										
学校給食実施間接業務 (学校給食センター)	安心・安全な学校給食を推進する。							委託業者に対する指導(衛生面・作業面) 調理・配送・配膳業務の一体契約による効率化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
アレルギー対応給食実施事業 (学校給食センター)	アレルギー対応給食(卵除去食)について、実施状況を検証し対応給食の拡大に取り組む。							アレルギー対応給食対象範囲の拡大(献立検討、施設整備)			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第4節 社会教育を充実する

施策体系図

第4節 社会教育を充実する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
73	社会教育活動団体数	社会教育関係団体の登録数	団体	877	1,069
74	生涯学習事業への参加者数	各種講座の延べ参加者数	人	3,249	4,092
75	市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人あたり図書等の貸出点数	総貸出点数 / 人口	点	6.3	7.3

主な施策の展開

(1) 生涯学習社会の実現

幅広い分野を視野に入れた生涯学習事業の計画的な推進を図ります。

また、市民の自発的な学習活動の促進に努め、国際理解、環境、情報や人権などの現代的課題に関する学習活動を推進します。さらに、社会教育関係団体の自主性を尊重しながら、活動の活性化の促進に努めるとともに、一層の連携・協力を進めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
生涯学習推進業務 (文化体育振興課)	幅広い分野を視野に入れた生涯学習事業の計画的な推進を図る。							社会教育関係団体等から選出の企画推進委員が企画運営に参画しての教室、講座の充実により生涯学習事業への参加を促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.73 社会教育活動団体数	No.74 生涯学習事業への参加者数	-
	計画										

(2) 地域社会の教育力の向上

地域社会の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校および地域社会と連携した家庭教育の充実に努めます。地域でのさまざまな体験の機会を拡充するとともに、障害のある子どもも、共に参加できるように努めます。さらに、その活動を通し、青少年の健全育成に努めるとともに、地域の交流を深め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進します。

また、各種講座の充実を図るとともに、学習情報の提供を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
社会教育関係団体活動支援業務 (文化体育振興課)	学校および地域社会と連携し、家庭教育の充実、青少年地域活動の推進による、安心安全の地域づくりを推進する。							関係団体等から選出の企画推進委員が企画運営に参画しての教室、講座や地域との交流も含めた体験教室等の開催により事業への参加を促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 図書館等の充実

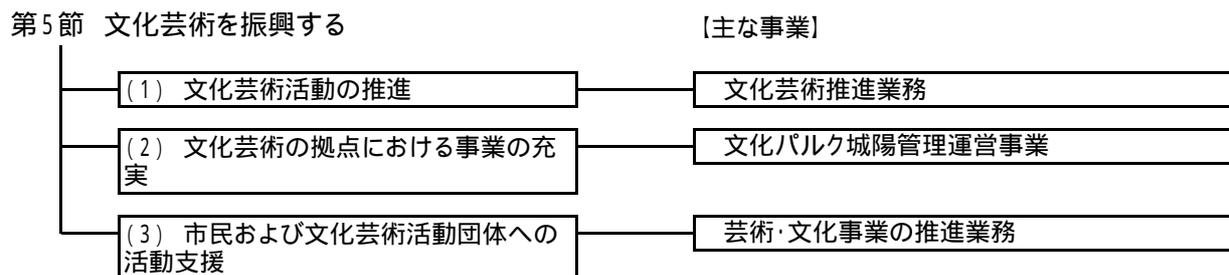
図書館利用者へのサービスを充実するため、インターネットを利用した蔵書検索・予約や京都府図書館総合目録ネットワークへの完全参加など、より市民に利用しやすいシステムとなるよう検討するとともに、図書の蔵書20万冊を早期に達成します。また、学校やボランティアグループなどとの連携をより一層深めるとともに、子どもの読書推進計画を策定するなど、子どもの読書活動を推進します。
また公民館については、その在り方についての検討を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
図書館資料収集貸出事業 (図書館)	蔵書20万冊を達成し、今後古い資料を入れ替えつつ、社会の変化に対応し、市民のニーズに応える図書・資料を収集する。							来館者数、貸出人数、貸出冊数の増加を目指し取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.75 市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人あたり図書等の貸出点数		
	計画										
図書館読書推進事業 (図書館)	市内関係機関との連携を図り、子どもの読書活動の推進に貢献する。							児童書の充実、全ての園、小中学校及び関係機関への団体貸出の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第5節 文化芸術を振興する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
76	文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	32.6 (H18)	43

主な施策の展開

(1) 文化芸術活動の推進

「城陽市文化芸術の振興に関する条例」の趣旨を踏まえ、生活にうるおいと喜びをもたらす、心豊かな人間性を育むため、文化芸術振興計画を策定し地域における文化芸術活動の推進に努めます。また、城陽市の自然や歴史を紹介するとともに、地域の自然資源や歴史資源を活用した文化芸術事業の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
文化芸術推進業務 (文化体育振興課)	城陽市文化芸術振興計画に基づく文化芸術活動の推進を図る。							城陽市文化芸術振興計画に基づき、その進行管理を行い、市民文化芸術活動を充実		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.76 文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合	-
	計画									

(2) 文化芸術の拠点における事業の充実

音楽や演劇をはじめとした幅広い分野の文化芸術の発信拠点として文化パルク城陽の充実に努めるとともに、地域に根ざしたコミュニティセンターにおける活動の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
文化パルク城陽管理運営事業(生涯学習推進課)	市民の創造的な文化芸術活動を推進するため、音楽、演劇をはじめとした幅広い分野の文化芸術の発信拠点として、文化パルク城陽の充実に努める。							指定管理者による管理運営文化事業への補助 次期指定管理者の公募に向けた取り組み			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 市民および文化芸術活動団体への活動支援

市民および文化協会などとの協働によりさらなる文化芸術活動を推進するため、団体の育成と活動への支援を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標				
芸術・文化事業の推進業務 (文化体育振興課)	市民の文化芸術事業への参加機会の提供、市民文化芸術活動への支援により、文化芸術活動の推進を図る。							文化協会事業への助成により、市民文化芸術活動を支援				
	年度		H19	H20	H21	H22	H23		関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画											

第6節 文化財・郷土の歴史の保存・継承を推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
77	市指定文化財数	市指定文化財数	件	29	35
78	歴史民俗資料館来館者数	年間の歴史民俗資料館来館者数	人	4,755	11,238

主な施策の展開

(1) 文化財の保護と活用

文化財の保護・保全と活用を図るため、文化財およびその周辺の環境整備や適正な維持管理を行うとともに、発掘調査を実施し、適切な保護・保存のための資料作成に努めます。
また、出土遺物の整理・資料化を図り、広く市民に周知するとともに、文化財資料の散逸を防ぎ、その保存、普及に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
埋蔵文化財調査業務 (文化体育振興課)	市内に所在する遺跡の範囲確認調査を実施し、保存のための資料作成を行う。							平成19年度から第4次城陽市内遺跡発掘調査10ヶ年計画を開始、平成20年度から芝山遺跡の範囲確認調査を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 文化遺産の整備・保存

芝ヶ原12号古墳をはじめとする国の史跡指定地について、城陽市史跡整備委員会の意見をいただくなかで、整備計画を策定し計画的な整備を図ります。また、正道官衙遺跡や久津川車塚古墳をはじめ神社の社殿などの文化遺産の整備、保全を行います。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
史跡等購入・整備業務 (文化体育振興課)	史跡芝ヶ原古墳の整備を行うとともに、史跡久津川車塚古墳の史跡指定地の公有地化を図る。							史跡芝ヶ原古墳整備の基本計画・実施計画の策定と、それらを策定するための発掘調査や地形測量を実施 史跡久津川車塚古墳について早期に公有地化が完了するように地権者と協議を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 文化財保護意識の普及・啓発

市民の文化財保護意識の向上を図るため、文化財保護意識の普及・啓発や文化財愛護精神の涵養に努めます。また、市民の郷土愛を育むため、地域の歴史や伝統文化・芸術についても積極的に紹介し、理解と愛着心の醸成に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
文化財保護 推進業務 (文化体育振興 課)	市指定文化財候補物件の事前調査を行い、市指定文化財への指定を行う。							各年度1件程度の文化財指定を行うとともに、未指定文化財の調査を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.77 市指定文化 財数	-	-
	計画										

(4) 歴史民俗資料館の充実

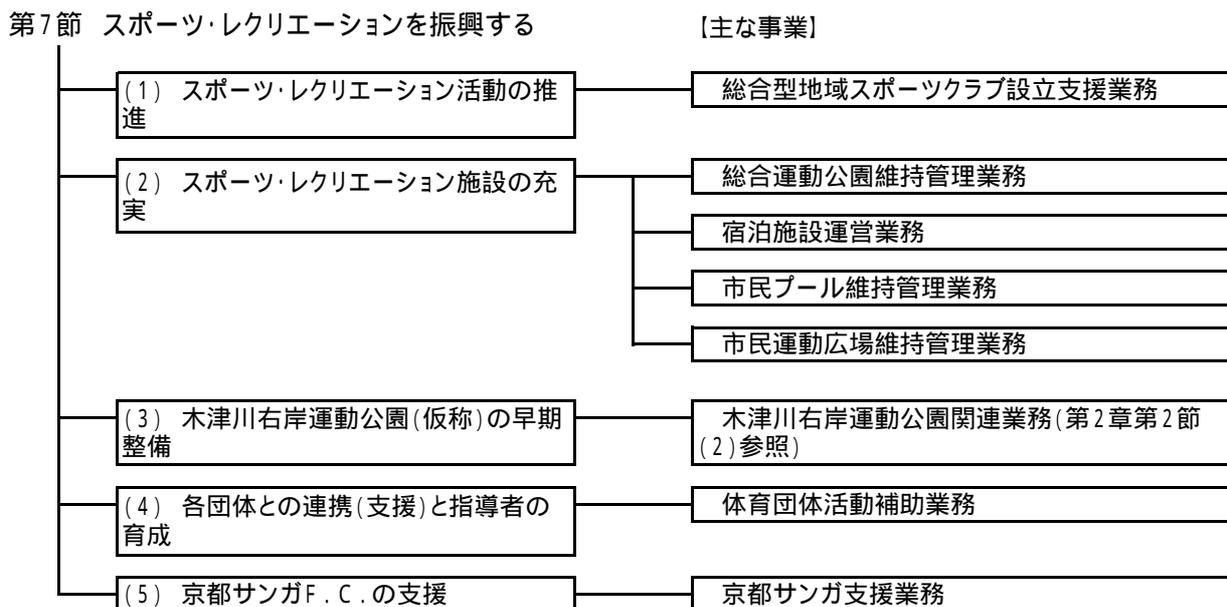
ふるさとの文化遺産を次代に伝承していくため、市の文化・歴史の拠点である歴史民俗資料館において、常設展示及び特別展示の充実に努めます。また、文化歴史資料、古文書、民俗民具などの調査研究を進めるとともに、学校教育との連携を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
資料館運営 業務 (歴史民俗資料 館)	地域の歴史・古文書・民俗・自然等の資料の収集・保存・調査研究を行い、その成果を展示や普及活動により市民に情報を提供するとともに、市民の生涯学習活動を支援する。							展示業務の充実・普及活動の充実(来館者数の増加) 資料館資料の整備・充実(古文書調査保存研究保存業務・民俗文化財調査研究整理業務の充実など)			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.78 歴史民俗資 料館来館者 数	-	-
	計画										

第7節 スポーツ・レクリエーションを振興する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
79	運動・スポーツを実践している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	35.7 (H18)	50
80	市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	年間市公共スポーツ施設利用者総数/人口	回	3.2	3.7

主な施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

各世代・多世代にわたるより多くの市民が女性や障害者など分け隔てなく健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市民ニーズに沿ったプログラムの提供に努めます。また、地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。さらに、子どもの外遊びやスポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場の提供を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
総合型地域スポーツクラブ設立支援業務(文化体育振興課)	「各市町村に少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成する」というスポーツ振興基本計画に基づき、総合型地域スポーツクラブ設立に向け、支援を行う。							スポーツ振興基本計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの設立を目指すとともに、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目指し取り組み実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.79 運動・スポーツを実践している市民の割合	-
	計画									

(2) スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園をはじめとした施設の充実に努めるとともに新たなスポーツ施設の整備を図ります。また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽の宿泊施設についても、老朽化への対応に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
総合運動公園維持管理業務 (文化体育振興課)	市民が快適・安全に施設利用していただけるよう、指定管理者と連携を密にし適切・計画的な維持・管理を行う。							より多くの市民に利用いただくことを目指し取り組み実施 施設の改修		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.80 市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	-
	計画									
宿泊施設運営業務 (文化体育振興課)	利用者が快適に施設利用していただけるよう、指定管理者との連携を図る。							老朽化への対応と指定管理者公募への取り組み 宿泊施設及びレストラン等の利用者数の増を目指し取り組み実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-
	計画									
市民プール維持管理業務 (文化体育振興課)	市民が快適・安全に施設利用していただけるよう、指定管理者と連携を密にし適切・計画的な維持・管理を行う。							より多くの市民に利用いただくことを目指し取り組み実施 施設の改修		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.80 市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	-
	計画									
市民運動広場維持管理業務 (文化体育振興課)	市民が快適・安全に施設利用していただけるよう、指定管理者と連携を密にし適切・計画的な維持・管理を行う。							より多くの市民に利用いただくことを目指し取り組み実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.80 市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	-
	計画									

(3) 木津川右岸運動公園(仮称)の早期整備

京都府が整備する木津川右岸運動公園(仮称)については、計画当初から、山城地域待望の施設として大きな期待が寄せられており、広域的な都市公園として、総合球技場をはじめ子どもから高齢者まで幅広い多くの人々がスポーツ・レクリエーションを楽しめる公園として、引き続き早期の整備を求めています。

(4) 各団体との連携(支援)と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、定着できるよう、体育協会、体育振興会、スポーツ団体連合会、スポーツ少年団などとの連携を図るとともに支援します。

また、「親しめるスポーツ・レクリエーションの振興」の「機会」および「場」づくりに努めるとともに、初心者に対する活動の普及と定着を図るため指導者の育成に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
体育団体活動補助業務 (文化体育振興課)	市民自らが積極的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯を通して健康な生活を送れるよう、体育団体との連携を図り、円滑・効果的な活動を行うための支援を行う。また、それぞれの団体において指導者の育成や資質向上を目指した事業を推進し市民への還元を進めていく。							スポーツ振興基本計画に基づき、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目指し取り組み実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.79 運動・スポーツを実践している市民の割合	-
	計画									

(5) 京都サンガF.C.の支援

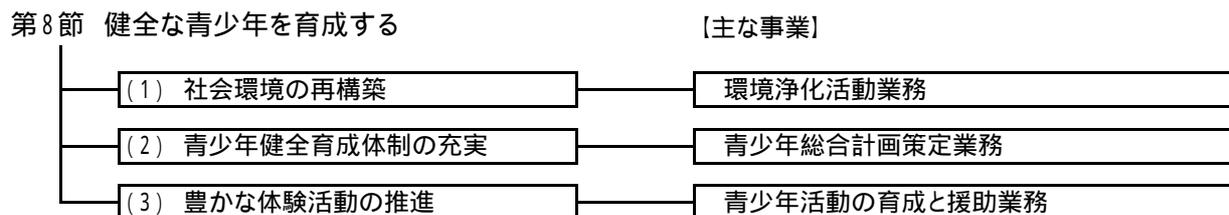
国際競技力の向上にも寄与する京都サンガF.C.への支援を市民参加を得ながら推進することにより、それをシンボルとした市民が誇れるまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
京都サンガ支援業務 (文化体育振興課)	京都サンガF.C.の練習場のあるまちとして、京都サンガF.C.に対して支援を行う。							京都サンガF.C.支援を通して、城陽市のイメージアップと知名度の向上を図るとともに、市民の連帯感の醸成を目指すとともに、サッカーの普及とプロサッカーチームの素晴らしい活躍によって青少年に夢を育むことを目指し、取り組み実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第8節 健全な青少年を育成する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
81	青少年健全育成施策への参加者数	各種事業の参加人数	人	2,841	2,940
82	青少年が安全で健やかに育つ環境が整っていると感じる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	37.5 (H18)	43

主な施策の展開

(1) 社会環境の再構築

人間関係のつながりや社会のルールについて青少年が理解を深めるため、親としての役割、地域としての役割をお互いが自覚し、協力しあう社会環境の再構築に努めます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
環境浄化活動業務 (文化体育振興課)	府青少年育成条例に基づく店舗等への立入調査や市内・校区のパトロールを実施する。また、校区ごとのクリーン運動を支援する。加えて、「家庭と地域を考える講演と映画のつどい」や各種研修会を開催する。							府や市青少健が加入している上位団体との連携を強化 講演会や研修会の内容を精選するとともに、開催にあたっては、市民への啓発・広報の方法を工夫し実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 青少年健全育成体制の充実

青少年の健全育成に係る施策を中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進していくため、青少年総合計画を策定します。また、青少年育成団体などが実施している取り組みを周知するため、広報活動の充実を図ります。さらに、城陽市青少年健全育成市民会議の各種の活動への支援を行うとともに、地域の青少年育成団体と協働して、青少年の社会参加への支援を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
青少年総合計画策定業務 (文化体育振興課)	青少年育成の視点から捉えた施策の体系を整備する。							庁内各課との連携を強化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 豊かな体験活動の推進

青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるために、講演会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。

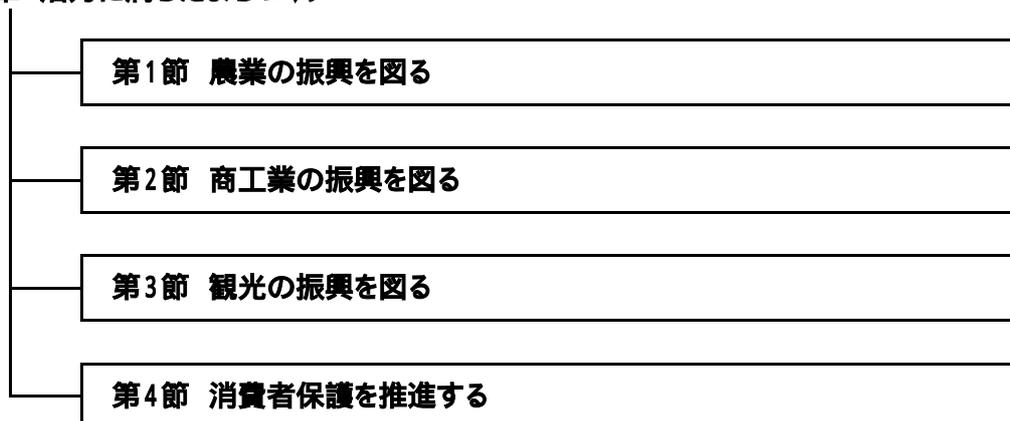
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
青少年活動の育成と援助業務 (文化体育振興課)	「青少年の意見」発表会を開催する。また自然とのふれあい登山を実施する。							応募者の拡大 ボランティア補助員の確保		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.81 青少年健全育成施策への参加者数	No.82 青少年が安全で健やかに育つ環境が整っていると感じる市民の割合
	計画									

第5章 活力に満ちたまちづくり

施策体系図

第5章 活力に満ちたまちづくり

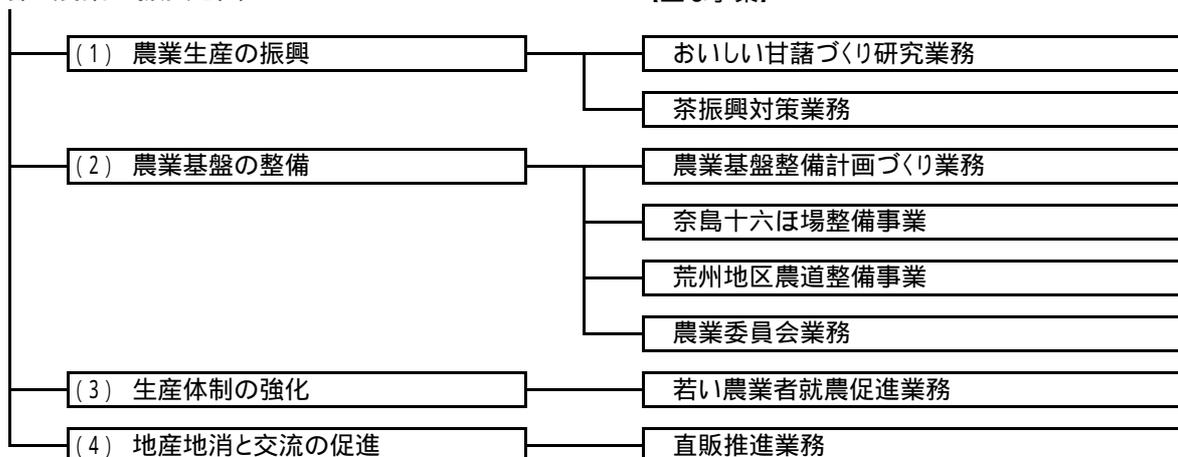


第1節 農業の振興を図る

施策体系図

第1節 農業の振興を図る

[主な事業]



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
83	農地集積面積	集積されている農地の面積	ha	10.7	11.7
84	農業基盤の整備率	整備済面積 / 農業振興地域・農用地区域の農地面積	%	3.1	5.1
85	農業産出額	京都府農林水産統計による農業産出額	千万円	155 (H16)	186

主な施策の展開

(1) 農業生産の振興

都市近郊農業の利点を最大限に活かした城陽の農業づくりを進めるため、JA、土地改良区および農家組合などの関係機関との連携を強化します。

また、農業経営の安定のため、梅、茶、イチジク、カンショ、花きなどの特産物の生産振興を図るとともに、高収益化を促進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
おいしい甘藷づくり研究業務 (産業活性化室)	特産「寺田いも」の品質向上を図り、生産と需要の拡大を図る。							試験ほ場で5品種の栽培、食味等を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.85 農業産出額	-	-
	計画										
茶振興対策業務 (産業活性化室)	城陽の高級茶の生産と需要の拡大を図り、茶業を振興していく。							お茶の日の制定(11月8日) 心む抹茶ふれあい体験の実施 高級茶生産被覆省力化の拡大			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.85 農業産出額	-	-
	計画										

(2) 農業基盤の整備

優良農地の適正な保全と生産基盤の整備を進めるため、農業振興地域整備計画の見直しを行います。優良農地を保全し、農業振興を図るため、農地の集約化による農用地の拡大をめざします。

また、効率的な農作業を進めるため、農地の機能に応じた生産基盤の整備を進めるとともに、生産性を高めるため、認定農業者などへの農地の流動化を促進し、農地の集積を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
農業基盤整備計画づくり業務 (産業活性室)	農業・農村基盤整備構想の実施に向けて集落において計画づくりを話し合う事業を支援し、農家の創意による実施計画を策定する。							市内3地区に対し実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.83 農地集積面積	No.84 農業基盤の整備率	-
	計画										
奈島十六ほ場整備事業 (産業活性室)	奈島・十六地区の農用地区域のうち約5haにおいて、ほ場整備事業を実施し、農作業の効率化、省力化等を図る。							平成21年度完了を目標に実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.84 農業基盤の整備率	-	-
	計画										
荒州地区農道整備事業 (産業活性室)	荒州地区の農用地内の農道約860mを拡幅整備し、農業基盤を高める。							平成23年度着工を目標に実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
農業委員会業務 (農業委員会事務局)	農業経営の基盤である農地を保全するために、法律に基づく適正な農地調整の推進を行う。							荒廃農地の実態調査の継続実施 荒廃農地所有者へのアンケート調査及び指導 農地の利用権設定に伴う農地の集約化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.83 農地集積面積	-	-
	計画										

(3) 生産体制の強化

後継者や新規就農者の確保、育成を図るため、地域担い手総合支援協議会の活動を支援していくとともに、JAなどの関係機関と連携し、農業技術研修や営農指導の充実に努めます。

また、農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託を促進するとともに、農作業受託組織などの育成に努めます。

さらに、環境にやさしい農業を推進するため、残留農薬等ポジティブリスト制度を徹底するとともに、無農薬・有機栽培による安全な作物の生産を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
若い農業者就農促進業務 (産業活性室)	専業農家の減少や高齢化の進行に伴い、農業を支える担い手不足が深刻化している中で集落で選定した意欲ある新規農業者に対し、専任講師を設置し、実践的な経営能力や技術等を習得させ、優れた担い手を確保、育成して、地域農業の振興を図る。							2年間の研修を、毎年、新規2人と前年からの継続2人の計4人を対象に実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 地産地消と交流の促進

安全で新鮮な農産物の供給を進めるとともに、生産者と消費者のふれあいを促進するため、直売施設の充実や学校給食への地域の農産物の提供などを拡大し、地産地消を推進します。

また、農作業とのふれあいと地元特産物の生育過程を肌で感じられるよう、梅などの農作業体験、市民農園の拡大などの方策を検討するとともに、観光梅林やいも掘り農園、湧水花き園などの観光農業の充実を図ります。

【主な事業】

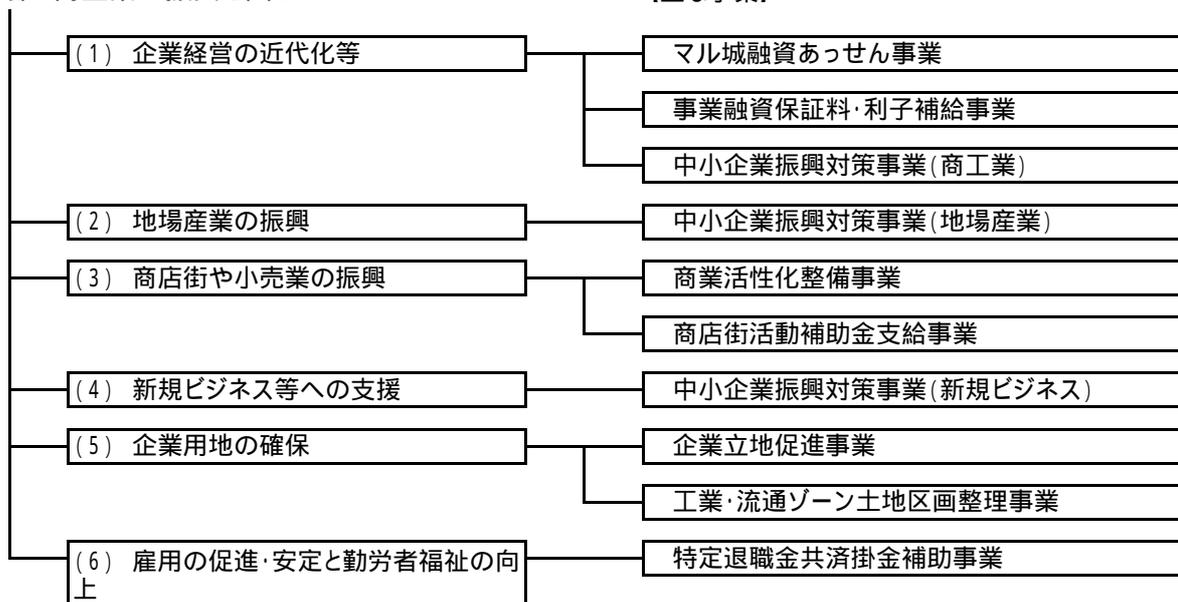
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
直販推進業務 (産業活性化室)	地元産の新鮮で、安心・安全な農畜産物を消費者に供給することにより、地産地消の推進、農家と消費者の交流、農業経営の安定、高齢農業者の生きがいづくりを図る。							平成20年に城陽旬菜市直売所を整備し、開催日等の充実を図る中で地産地消を推進			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2節 商工業の振興を図る

施策体系図

第2節 商工業の振興を図る

[主な事業]



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
86	製造品出荷額	工業統計調査による製造品出荷額	億円	1,032 (H16)	1,304
87	商品販売額	商業統計調査による商品販売額	億円	1,068 (H16)	1,228
88	従業者数	事業所統計調査による従業者数	人	21,794 (H16)	20,955

主な施策の展開

(1) 企業経営の近代化等

企業経営の安定化と発展を図るため、商工会議所などの関係団体と連携し、経営・技術革新に対する制度やセミナーの情報提供や経営指導などの充実に努めます。

また、設備の近代化など企業の資金需要を支援するため、各種融資・助成制度の周知を図るとともに、低利融資事業の充実に努めます。

市内の住工混在地域から工場移転を促進するため、助成制度の創設を検討します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
マル城融資 あっせん事業 (産業活性化室)	中小企業者に対し、小口事業資金を無担保・無保証人、低利で迅速に融資し、その経営の安定を図る。							融資の迅速化 代位弁済対策の強化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

事業融資保証料・利子補給事業 (産業活性室)	事業融資に関する保証料及び利子の補給を行い経営の支援を行う。							保証料・利子補給の継続			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
中小企業振興対策事業(商工業) (産業活性室)	城陽市商工業活性化推進審議会を設置し、商店街活性化、地場産業の振興、伝統や資源を生かした特色ある商工業の育成等について審議し、具体的な振興策を検討する。							活性化審議会の開催			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.86 製造品出荷額	No.87 商品販売額	No.88 従業員数
	計画										

(2) 地場産業の振興

伝統産業である金銀系加工業の振興を図るため、培ってきた技術を活かした製品開発などの取り組みを支援します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
中小企業振興対策事業(地場産業) (産業活性室)	金銀系産業の継続・発展を促進するため製品の開発を含めた振興策を推進する。							金銀系資源活用を推進するプロジェクトの組織強化 販売につながる製品の開発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 商店街や小売業の振興

身近な地域に密着した商店街や小売業の果たす役割は、高齢社会においてますます重要となってくるため、地域に愛される商店街づくりに向けた取り組みを支援します。

寺田駅前、協議会活動が進められており、商業・サービス業の集積を図り、賑わいのある商業地の形成を検討します。

商店街の空き店舗を活用した振興策と支援制度を検討します。

また、消費者ニーズに応えるための経営改善を促進するため、商工会議所などの関係機関と連携し、経営改善の取り組みを支援します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
商業活性化整備事業 (産業活性室)	市内の商業拠点において、地域商業者と協力して商業活性化を図るため、市街地開発事業や商業高度化のための事業等の商業施設整備を進める。							商業活性化推進プランの地区別アクションプラン作成			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.87 商品販売額	-	-
	計画										
商店街活動補助金支給事業 (産業活性室)	商店街等(小売市場を含む)の行う環境整備、研修調査、イベント・販売即新事業にかかる経費に補助金を交付することにより、商店街の活性化を推進する。							城陽市元気のある商店街づくり支援事業補助金制度の充実と活用促進 城陽市商店街街灯電気料金補助金制度の充実			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 新規ビジネス等への支援

今後、団塊の世代の大量退職が見込まれ、地域がその受け皿となるなか、地域内の雇用創出や経済活性化を図るため、健康、医療、住宅、観光など地域密着型の生活支援産業の創出に努めます。また、こうした内発的発展をめざしたコミュニティビジネスやNPOによるサービスの提供などを支援するため、各種情報の収集・提供に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
中小企業振興対策事業(新規ビジネス) (産業活性化室)	新規ビジネス展開を促進するため、支援施策を実施する。							新規ビジネス向け融資制度、補助金制度の検討 働く女性の家事業における起業家セミナーの充実 商店街空き店舗活用制度の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.86 製造品出荷額	No.87 商品販売額	No.88 従業者数
	計画										

(5) 企業用地の確保

住工混在の解消や新たな企業誘致および市内企業の流出防止を図るため、市北西部、東部丘陵地および市南西部において企業誘致用地の確保に努めるとともに、企業誘致を促進します。

また、職住近接のまちづくりを展開し、就業機会の創出を図るため、企業誘致促進に向けて、立地にかかる助成制度を充実するとともに、積極的な情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
企業立地促進事業 (産業活性化室)	企業の立地促進によって、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため助成金交付等を行う。							助成金制度の充実 既存準工業地区等の基盤整備の推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.86 製造品出荷額	-	-
	計画										
工業・流通ゾーン土地区画整理事業 (まちづくり推進課)	久世荒内、寺田塚本地区において、その優れた立地条件を生かし、計画的な土地利用を前提とした工業流通の新しい拠点となる土地形成を図る地区として、土地区画整理事業を実施する。							平成20年度事業計画策定、都市計画決定、市街化編入、換地設計着手。平成21年度事業認可、詳細設計委託。平成22年度仮換地指定、造成工事着手			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.86 製造品出荷額	-	-
	計画										

(6) 雇用の促進・安定と勤労者福祉の向上

雇用の場を確保・創出するため、近隣市町や関係機関と連携し、京都府山城中部(東地区)地域雇用機会増大計画の実現に向けた取り組みを進めるとともに、就労機会の充実を図るため、公共職業安定所など関係機関と連携を強化し、職業訓練や就職などについて、積極的な情報提供に努めます。さらに、勤労者福祉の向上を図るため、退職金共済制度に対する支援や住宅融資制度などの充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
特定退職金共済掛金補助事業 (産業活性化室)	市内の中小企業に働く従業員の退職後の生活保障および福祉の増進並びに中小企業における雇用の安定を図る。							城陽地区事業所特定退職金共済制度の利用促進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第3節 観光の振興を図る

施策体系図

第3節 観光の振興を図る

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
89	観光入込み客数	年間観光入込み客数	人	635,421	837,000

主な施策の展開

(1) 観光資源の整備

「古墳のまち」、「スポーツのまち」、「梅のまち」など地域外に広くアピールできる個性ある城陽市の確立をめざします。また、周辺市町との広域的な連携による観光施策を進めつつ、地域としての魅力を高めるため、埋もれた資源を発掘するとともに、青谷梅林、花の小径(花しょうぶなど)、観光いも掘り農園などの既存観光資源の保全や新しい観光開発に向けた検討を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
観光資源整備・PR事業 (産業活性化室)	観光振興計画を策定(観光資源・地域資源を活用した振興計画作り)し、広域観光PRなどの観光事業を展開する。							観光振興計画に基づく受け皿・観光資源・地域資源の整備と活用及び観光事業の展開、関係団体との広域連携、本市観光PRを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.89 観光入込み客数	-	-
	計画										

(2) 受入環境の整備

各種観光資源を有機的に結ぶため、案内標識の再確認、宿泊施設、駐車場などの受入環境の整備を進めます。また、観光客へのサービス向上を図るため、城陽市観光協会の観光ボランティア事業などを支援します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
受け入れ環境の整備 (産業活性化室)	観光資源の整備や管理を行い、受入に伴うハード、ソフト面の体制整備により、入込み客増加を目指す。							鴻ノ巣山散策道の管理や鴨谷の滝への誘導整備、イベント支援、観光協会施設の充実、観光協会案内ボランティア支援など観光振興計画に基づき実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.89 観光入込み客数	-	-
	計画										

(3) 観光行事の拡充

市民や来訪者が余暇を楽しめるよう、城陽市観光協会における催し物の情報提供や観光行事の充実を支援します。

また、より広域的な観光事業の展開に向けて、近隣市町との連携により山背古道のルート拡大など広域的な観光施策を展開していきます。

【主な事業】

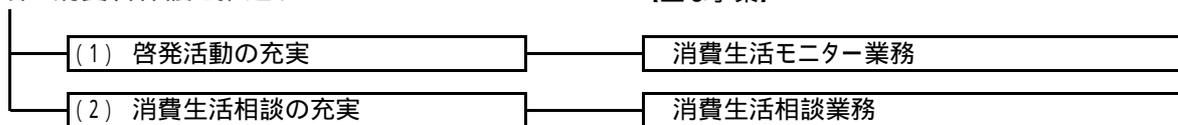
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
観光協会支援事業 (産業活性化室)	観光協会の自立に向けて支援する。市民余暇活動の充実並びに産業の活性化を目指す。							観光協会への補助金交付や各種イベントの事業支援			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.89 観光入込み客数	-	-
	計画										
山背古道推進事業 (産業活性化室)	2市1町(城陽市・木津川市・井手町)の広域連携により山背古道散策道の普及を図り、人の交流による地域の活性化を目指す。また、民間主導型への移行を目指す。							山背古道だより、山背古道とことんウォーキング、HP発信・管理、探検隊と事業の協働実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.89 観光入込み客数	-	-
	計画										

第4節 消費者保護を推進する

施策体系図

第4節 消費者保護を推進する

[主な事業]



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
90	消費相談件数	年間消費相談件数	件	773	750

主な施策の展開

(1) 啓発活動の充実

消費者行政への市民参加を推進するため、消費生活モニター制度を継続し、消費生活に関する知識や関心のある市民の輪を広げます。

また、複雑・多様化する社会経済環境のなかで消費者が商品やサービスについて正しい知識を持つため、各種の講座の開催や情報提供を行います。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
消費生活モニター業務 (産業活性室)	市民からの消費生活に関する意見を行政に反映するため、消費生活モニターを設置し、市民の消費生活の向上を資する。							グループ別研究活動の充実			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 消費生活相談の充実

市民が安全で安心して暮らせるよう、相談体制の充実に努めます。また、相談内容に迅速に対応するため、国や京都府などの情報ネットワークによる情報交換を行うなど、連携を強化します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
消費生活相談業務 (産業活性室)	消費者と事業者間の取引に生じた苦情処理、あっせん等適切かつ迅速に対処するため、消費生活に関する相談業務の充実を図る。							相談体制の強化 HPの充実			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.90消費相談件数	-	-
	計画										

第6章 環境にやさしいまちづくり

施策体系図

第6章 環境にやさしいまちづくり

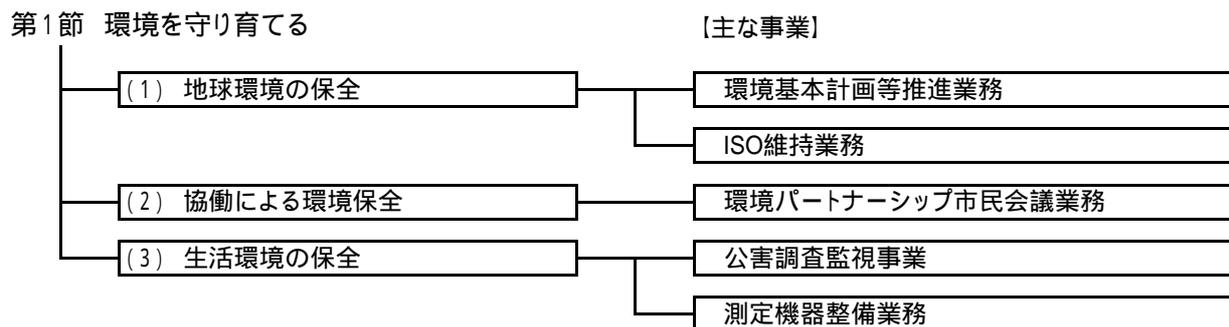
第1節 環境を守り育てる

第2節 持続可能な資源循環型社会の構築を推進する

第3節 地下水を保全する

第1節 環境を守り育てる

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
91	地球環境に対して関心のある市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	96.0 (H18)	98
92	市全体のCO ₂ 排出量	市全体のCO ₂ 排出量(市内の電気供給量より算出)	千t-CO ₂	149	136
93	川の水のきれいさに満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	14.0 (H18)	32

主な施策の展開

(1) 地球環境の保全

地球環境や身近な自然を保全するため、城陽市環境基本計画の実現に向けた取り組みを推進します。また、市の事務事業による環境負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムによる事業活動を展開するとともに、省エネの推進や公用車の低公害車の導入など温室効果ガスの削減計画「城陽市エコプラン」の実現に向けた取り組みを推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
環境基本計画等推進業務 (環境課)	市施設だけでなく、市全域における地球温暖化防止活動を推進する。							第2期エコプランの策定、実行 地球温暖化対策地域推進計画の策定、実行		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.91 地球環境に対して関心のある市民の割合	No.92 市全体のCO ₂ 排出量
	計画									
ISO維持業務 (環境課)	ISOの認証維持により、市の事務事業活動に伴う環境負荷低減に取り組む。環境に配慮した企業活動を推進するため、ISOを取得した中小企業に助成金を交付する。							城陽市EMSの運用継続(ISO認証の維持及び更新)による目標達成 ISO認証助成制度のこれまでの運用状況を評価し制度の再構築を実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-
	計画									

(2) 協働による環境保全

市全体での環境保全活動を推進するため、環境パートナーシップ会議の活動を支援します。また、身近な環境保全の取り組みを促進するため、家庭で実践できる環境負荷低減の情報を市民に提供するなど、環境保全に対する意識の啓発に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
環境パートナーシップ市民会議業務 (環境課)	市民・市民団体・事業者・市が協働しパートナーシップのもと環境基本計画の推進を図り、より良い環境づくりに取り組む。							行動計画の企画、実行による環境基本計画の推進 環境パートナーシップ会議の自立に向けた支援策の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 生活環境の保全

環境汚染などの実態を把握するため、騒音、振動や大気汚染および主要河川の水質などの測定を継続するとともに、関係機関と連携を図り監視の強化に努めます。

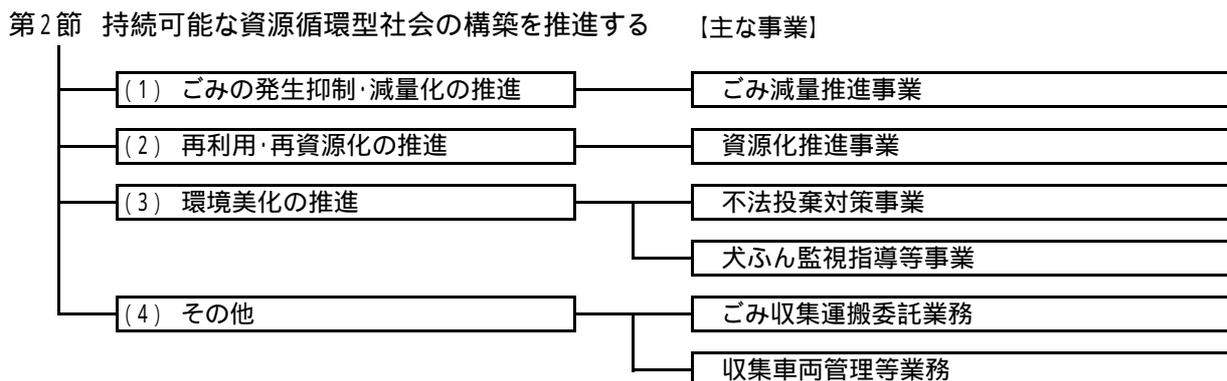
また、野焼きや騒音などの近隣公害などに対応するため、苦情処理体制の充実や監視に向けたパトロールを強化するとともに、市街化区域内の空地の除草指導に努めます。さらに、新名神高速道路の建設に際しては、環境に対する影響に配慮するため、大気に係る監視システムの設置などを求めています。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
公害調査監視事業 (環境課)	市内における大気、水質等の現状把握に努めるとともに、関係機関との連携による監視の強化に努める。							市内における大気、公共用水域、地下水、騒音・振動、事業場排水測定による環境影響の実態把握を継続			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.93 川の水のきれいさに満足している市民の割合	-	
	計画										
測定機器整備業務 (環境課)	公害調査監視に使用する測定機器を年次計画により整備、充実を図る。							年次計画による測定機器の整備実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2節 持続可能な資源循環型社会の構築を推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
94	市民一人が1日に出すごみの量	ごみ処理量 / 人口	g	654	648
95	ごみの資源化率	資源化したごみの量 / 資源化ごみの収集量	%	96.0	96

主な施策の展開

(1) ごみの発生抑制・減量化の推進

市民と行政が一体となって3Rを実現していくため、簡易包装に向けた取り組みや買い物袋の持参など、ごみの発生抑制に向けた啓発に努めます。また、紙類や生ごみの減量化を推進するため、集団回収補助金や生ごみ処理機等購入費補助金の継続と周知徹底に努めます。

ごみ処理については、委託の拡充など効率的な収集体制の整備に努めるとともに、ごみの収集量の推移を見極めながら、ごみの有料化について城南衛生管理組合構成市町と連携して検討します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
ごみ減量推進事業 (衛生センター)	ごみ減量に向け、分別の徹底・3Rの推進・古紙等集団回収団体の拡大及び回収量の増大・生ごみ処理機等の購入促進の啓発を継続して取り組む。							分別の徹底・3Rの推進 古紙等集団回収団体の拡大及び回収量の増大・生ごみ処理機等の購入促進の啓発を継続 有料化の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.94 市民一人が 1日に出す ごみの量	-	-
	計画										

(2) 再利用・再資源化の推進

ごみ処理や環境保全に対する市民のモラル向上を進め、循環型社会の構築を図るため、資源ごみの分別の徹底と排出抑制の啓発に努めます。また、家電リサイクルの対象となる廃家電品などについては、適正な処分方法の一層の周知を図り、再資源化を促進します。さらに、再製品化にかかる適正な負担について、制度の改善を国などに要請します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
資源化推進事業 (衛生センター)	現在の9種分別の徹底を図り、再資源化対策事業の推進を図る。							事業の啓発及びPRを推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.95 ごみの資源化率	-	-
	計画										

(3) 環境美化の推進

ごみのない秩序あるまちをめざして「城陽市飼い犬のふん害防止に関する条例」の適切な運用を図るとともに、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりを強化します。
また、市民自らの環境美化への取り組みなど、市民のクリーン運動を推進するとともに、吸殻や空き缶などのポイ捨ての禁止に向けた規制方法について検討します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
不法投棄対策事業 (衛生センター)	定期的な巡回パトロールを実施し、不法投棄の監視活動の展開を実施する。							不法投棄の根絶に向け、関係課や関係機関との連携を強化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
犬ふん監視指導等事業 (衛生センター)	シルバー人材センターによる定期的な巡回パトロールの実施と地域と連携した監視指導パトロールを継続して取り組む。							地域との協働・連携による取組強化			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

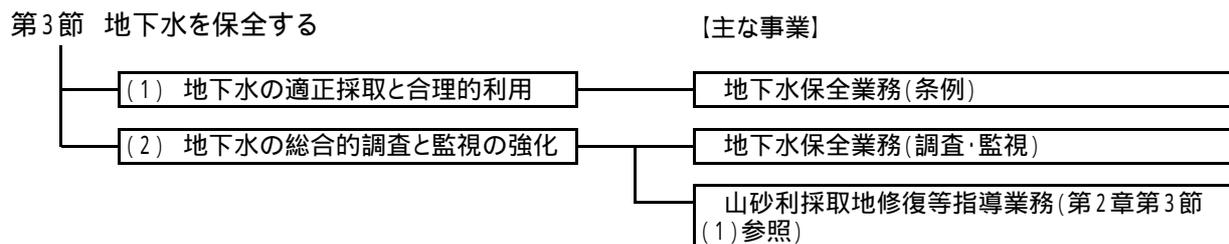
(4) その他

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
ごみ収集運搬委託業務 (衛生センター)	現在市内を3分割にし、そのうち2地域で実施しているが、平成23年度には完全3分割地域別総合委託を実施する。							平成23年度全面委託の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
収集車両管理等業務 (衛生センター)	安心・安全な作業のため、法遵守した点検や更新を継続して取り組む。							平成23年度の全面委託に向けて車両管理を全面的に見直し			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第3節 地下水を保全する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
96	地下水の水質	水道取水井の水質にかかる環境基準適合率	%	100	100

主な施策の展開

(1) 地下水の適正採取と合理的利用

市民共有の資源である地下水の保全を図るため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき適正採取と合理的利用に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地下水保全業務(条例) (環境課)	安心・安全な地下水の保全を図るため「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づく適正管理を行い、水道水源の保全を行う。							条例に基づく管理業務の遂行による地下水の保全確保			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 地下水の総合的調査と監視の強化

地下水の水脈や水量などにかかる現状を把握するため、官学協働により総合的な調査を実施するとともに、安心で安全な地下水の保全に向けて、定期的な水質測定の実施や山砂利採取跡地の適正な埋め戻しを行い、あわせてパトロールと監視の強化を図ります。

また、京都府が水質汚濁防止法に基づいて実施される地下水の水質測定への協力や積極的な情報交換など、連携と監視の強化を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地下水保全業務(調査・監視) (環境課)	官学協働による「総合的な地盤及び地下水保全に関する調査」を実施し、地下水の水質や水量等に係る現状把握を行う。民間井戸の水質検査を実施し、関係機関との連携強化、及び監視強化に取り組む。							調査結果に基づく、地下水の有効利用及び保全策の検討、作成 市内14ヵ所の民間井戸水質検査の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.96 地下水の水質	-	-
	計画										

第7章 市民と進めるまちづくり

施策体系図

第7章 市民と進めるまちづくり

第1節 市民参加と協働を推進する

第2節 男女共同参画社会の実現を図る

第3節 人権と平和を尊重したまちづくりを推進する

第4節 国際交流を推進する

第1節 市民参加と協働を推進する

施策体系図

第1節 市民参加と協働を推進する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
97	市内のNPO法人設立状況	法人数	団体	17	29
98	自治会の加入率	自治会加入世帯 / 全世帯	%	81.2	84
99	コミュニティセンター利用者数	年間コミュニティセンター利用者数	人	399,345	416,000
100	困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	52.2 (H18)	61

主な施策の展開

(1) NPO・ボランティア等市民活動の推進

市民生活のさまざまな分野でまちづくりへの市民の主体的な活動やNPO・ボランティア活動が活発に展開されるよう、それら活動を支援するとともに、活動の拠点づくりとして市民活動支援センターを設置します。

また、地域社会における諸活動の活発化、交流の促進などを図るため、活動の中心となるリーダーの育成、発掘に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
市民協働業務 (市民活動支援室)	市民、市民活動団体などのさまざまな主体が、それぞれの特性を活かしながら、役割分担のもとに協働してまちづくりを進めることのできるような社会をめざすため、市民活動団体に情報提供等の支援を行う。							市民活動支援センターの円滑な運営 市民協働指針の策定 人材育成 活動の支援			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.97 市内のNPO 法人設立状況	-	-
	計画										

(2) 自治会の活性化の推進

コミュニティ活動が活性化されるよう自治会組織の育成を図るとともに、自治会活動の活性化方策として、NPO・ボランティア活動を含めた支援方策を検討します。また、若い世代が自治会活動へ参加するきっかけとなるよう、親子が気軽に参加できる花いっぱい運動やクリーン活動など、地域の特性を活かした新たなまちづくり活動を支援します。

さらに、地域における市民の身近な活動の場として、各自治会が所有し、または自主的な管理・運営を行う集会所などの整備を支援します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地域活動支援業務 (市民活動支援室)	地域活動の中核である、自治会の自主性と自発性を尊重しつつ、自治会活動の一層の活性化をめざし、支援方法の検討と一層の自治会への支援を行う。							自治会アンケート調査の実施 自治会活性化方策の策定 自治会未結成地区への啓発			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.98 自治会の加入率	No.100 困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	
	計画										

(3) コミュニティ事業の推進

コミュニティセンターを核に主体的・自立的な地域社会を形成するために、地域が主体となった運営により、地域ニーズに応じた地域住民の交流と連帯感の醸成をめざす事業を支援します。また、コミュニティセンターが、ふれあい・交流の拠点として定着するため、快適に安心して利用できるように施設の維持管理を行います。

さらに、今後退職を迎える団塊の世代が地域のコミュニティ事業に積極的に参加できる仕組みづくりに努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
コミュニティセンター管理業務 (生涯学習推進課)	コミュニティセンターの運営を地域住民で組織する運営委員会に委託し、文化・スポーツ活動等地域住民の要望に応じた各種事業を実施する。また、コミュニティセンターの施設の維持管理を行う。							地域住民の積極的なコミュニティ活動への参加を推進し、団塊の世代のコミュニティ事業の参加を図り、新しい視点での事業を実施 各施設の改修、修繕を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.99 コミュニティセンター利用者数	-	-
	計画										

(4) その他

【主な事業】

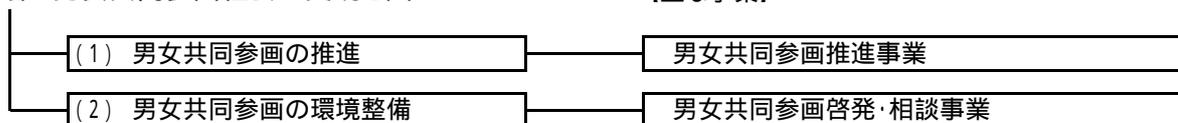
事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
明るい選挙推進協議会業務 (選挙管理委員会事務局)	明るい選挙推進協議会との連携による選挙啓発を推進する。							街頭啓発の実施 一般公募による選挙啓発に係る研修会「白ばら研修会」等の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
議会ホームページ維持管理業務 (議会事務局)	検索しやすい会議録検索システムの構築と、会議録の早期作成体制の確立を行う。							会議録目次の改善と検索方法への反映			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第2節 男女共同参画社会の実現を図る

施策体系図

第2節 男女共同参画社会の実現を図る

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
101	男女が平等であると感じる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	男性25.4 女性11.6	男性32 女性24
102	女性の労働力率	女性労働力人口 / 女性15歳以上人口	%	46.7 (H12)	50
103	ぱれっとJOYOへの参画団体数	城陽市男女共同参画支援センターの男女共同参画推進団体として登録している団体数	団体	14 (H18)	22

主な施策の展開

(1) 男女共同参画の推進

家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、男女共同参画に対する市民理解を深めるための啓発活動、審議会などへの女性委員の登用など、「城陽市男女共同参画計画 - さんさんプラン」に基づいた取り組みを推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
男女共同参画推進事業 (市民活動支援室)	男女共同参画社会づくりを推進する。男女共同参画計画「さんさんプラン」における基本目標達成にむけ、関連施策の進捗を管理し計画を実行する。							ぱれっとJOYO市民会議、審議会、庁内推進本部会議、DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、さんさんプランを実行 平成21年度男女共同参画計画の見直し		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.101 男女が平等であると感じる市民の割合	No.102 女性の労働力率
	計画									

(2) 男女共同参画の環境整備

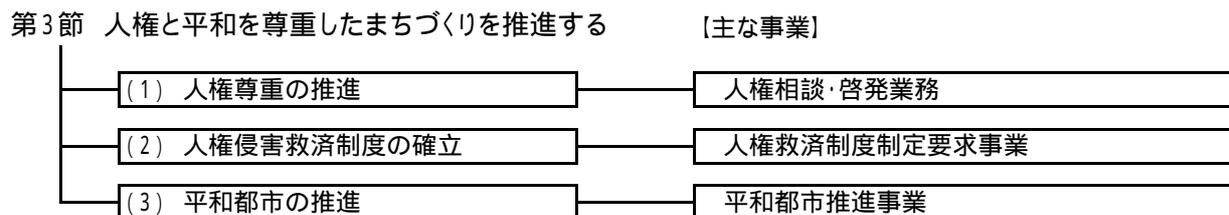
男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性の職業能力発揮のための学習機会や情報の提供、DV被害者女性に対する支援、妊娠、出産期における健康支援など、相談・支援体制の整備を図り、女性が社会参画しやすい環境づくりにぱれっとJOYOを核として取り組みます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
男女共同参画啓発・相談事業 (市民活動支援室)	男女共同参画社会の実現のための啓発活動を計画的に、継続的に実行し、市民団体や各施設間のネットワーク化を図り、市民主体の取り組みとなるよう支援する。また、DVをはじめ女性の悩み・困りごとを一般・専門・法律相談で対応し、問題解決・女性の自立を促進する。							男女共同参画講座、啓発講演会の継続実施 市民参画によるフェスタの実施 情報誌、広報特集等の発行 男女共同参画推進団体、推進員の拡大と拡充 女性相談の充実		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.103 ぱれっとJOYOへの参画団体数	-
	計画									

第3節 人権と平和を尊重したまちづくりを推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
104	人権問題に関する相談件数	年間相談件数	件	9	3
105	人権が尊重されていると思う市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	58.8 (H18)	69

主な施策の展開

(1) 人権尊重の推進

憲法に保障された基本的人権が尊重される社会を確立するため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、指導者の育成や関係団体と協力し、人権に関する意識の醸成や啓発活動などの取り組みを推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
人権相談・啓発業務 (市民活動支援室)	人権擁護委員による相談や市民、企業などの広範な人々及び広域的な市町村との連携により啓発、就労支援を中心に人権問題の解決をめざす。							人権相談の実施 街頭啓発の実施 広域人権組織に参画し、啓発・就労支援を実施		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.104 人権問題に関する相談件数	No.105 人権が尊重されていると思う市民の割合
	計画									

(2) 人権侵害救済制度の確立

市民および各種団体で組織する「部落開放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度の早期確立を国に強く要請します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
人権救済制度制定要求事業 (市民活動支援室)	人権救済制度の早期制定を目指し、市民、関係団体と共に取り組みを進める。							城陽市実行委員会への助成 山城・京都府実行委員会との連携			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づき、市民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
平和都市推進事業 (秘書課)	「平和のつどい」の開催、小中学生の広島派遣、中学卒業生への戦争体験記の配布や、平和に関する啓発活動、教育の推進を行う。							啓発活動等の継続実施			
	年度	H19	H20	H21	H22	H23		関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第4節 国際交流を推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
106	国際交流協会 会員数	個人、団体、賛助・法人の会員合計数	人	350	490

主な施策の展開

(1) 国際交流活動の推進

姉妹都市盟約を締結している大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市との円滑な交流を進めるとともに、国際交流協会と連携し様々な分野における国際交流活動など市民が主役となった草の根交流を推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
都市提携事業(交流推進) (秘書課)	姉妹都市である大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市との交流を推進する。							相互訪問などによる交流の実施 職員の派遣交流の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
国際交流協会補助事業(交流支援) (秘書課)	国際交流協会の自立への支援と、市民が主役となった草の根交流を支援する。							協会に対する補助金の支出 協会会員増への取り組み支援 協会の自主財源の確保への支援 協会の自立、活動の強化への支援			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.106 国際交流協会 会員数	-	-
	計画										

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

語学講座をはじめとした国際交流講座を通して国際理解の環境づくりと学習機会を提供するとともに、外国人との交流活動の実践や外国語教育の充実を図ることにより国際的な視野を備えた人材を育成します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
国際交流協会 補助事業(人材 育成) (秘書課)	国際交流協会事業として語学講座、中学生の韓国派遣を実施する。							英語、韓国語、中国語の語学講座の実施 隔年での中学生の韓国派遣			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.106 国際交流協 会 会員数	-	-
	計画										

(3) 外国人への生活支援

市内に在住する外国人が、市民として安心して暮らせるよう、外国語による表記、日本語習得への支援などを推進します。

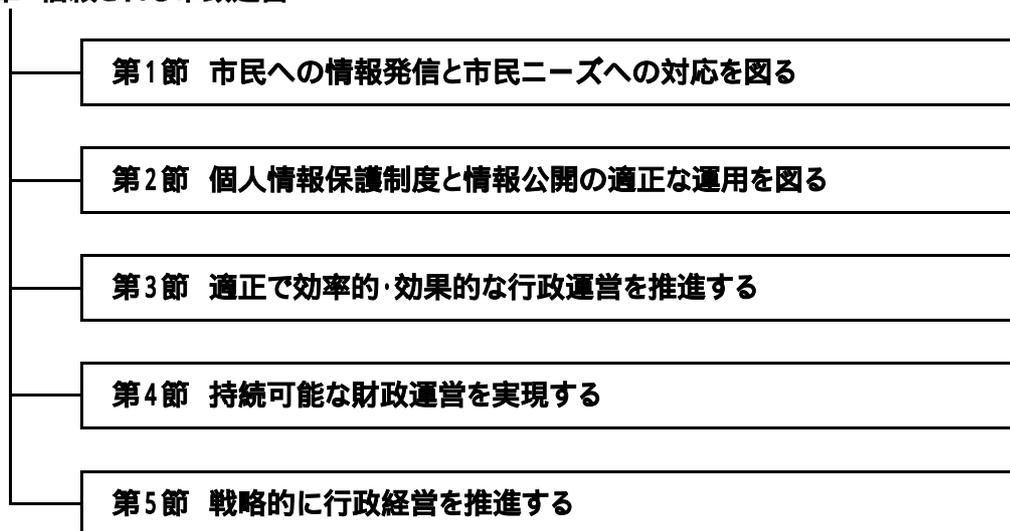
【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
都市提携事業 (外国人生活支 援) (秘書課)	外国語の併記など市内在住の外国人への生活支援を行う。							ニーズを見極め、市が発行する冊子等への外国語併記(英語、韓国語等)			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第8章 信頼される市政運営

施策体系図

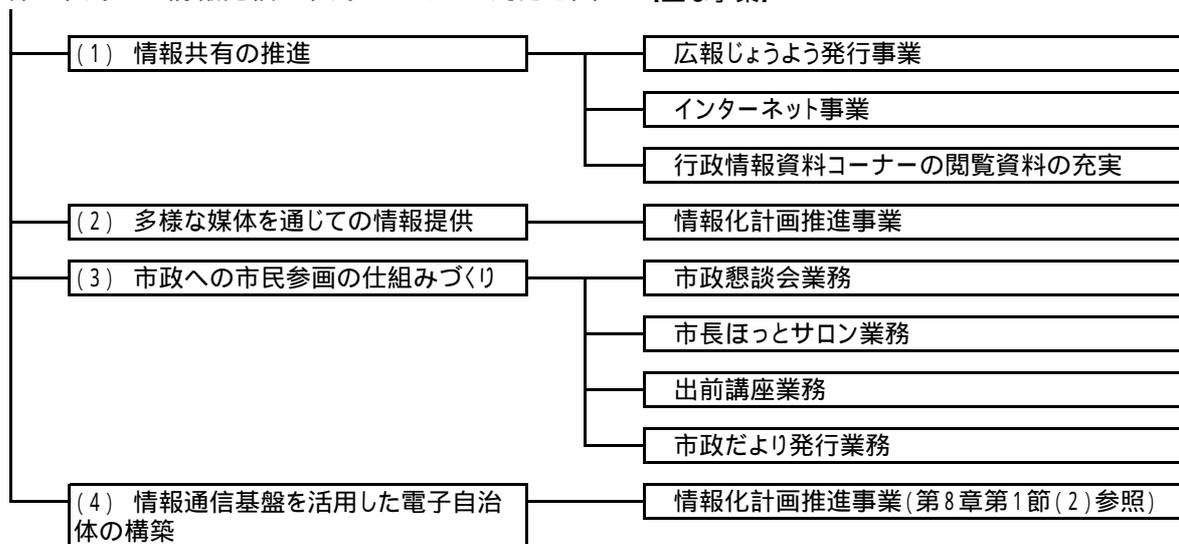
第8章 信頼される市政運営



第1節 市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る

施策体系図

第1節 市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る 【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
107	広聴事業の実施状況	広聴事業回数	回	10	13
		広聴事業参加者数	人	208	318
108	市ホームページのアクセス件数	トップページの年間アクセス件数	件	199,744	285,000
109	市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	55.0 (H18)	63
110	行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナーの資料数	点	116	249

主な施策の展開

(1) 情報共有の推進

市民の市政への理解を深めることを目的に、市民に有益な情報の積極的な提供を推進するため、行政情報資料コーナーの閲覧資料の充実などにより、行政情報を公開し、市政の透明性の確保に努めます。市政にかかわる情報を分かりやすく的確に提供できるよう、広報じょうようなどの広報媒体に加え、インターネットなどのIT(情報技術)を積極的に活用するとともに、誰でも利用しやすいホームページづくりに努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標		
広報じょうよう発行事業 (市民活動支援室)	市の施策や方針、市内の出来事、行事等を市民にタイムリーにお知らせし、市政への理解とふるさと意識の高揚を図る。							多くの情報量をわかりやすく伝えるため、紙面レイアウトの工夫を行うとともに市民参画を促進		
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.109 市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	-
	計画									

インターネット事業 (市民活動支援室)	インターネットを広報媒体として活用し、迅速な情報提供や、市民のふるさと意識の高揚と市のPRを図る。							各担当課でコンテンツ作成を行うための環境を整備			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.108 市ホームページのアクセス件数	-	-
	計画										
行政情報資料コーナーの閲覧資料の充実 (総務電算情報課)	行政情報資料コーナーの充実を図り、市民に情報を積極的に提供する。							行政情報資料コーナーの閲覧資料の充実 同コーナーで市のホームページが見られる市民用パソコン設置の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.110 行政情報資料コーナーの資料数	-	-
	計画										

(2) 多様な媒体を通じての情報提供

市民生活の利便性の向上のため、地上デジタル放送などの新しい媒体を積極的に活用し、地域情報や行政情報などを提供します。また、恒久的に残すべき情報や地域財産の記録保存の充実に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
情報化計画推進事業 (総務電算情報課)	IT化による電子自治体を推進するため、情報化計画を策定し、情報サービスの推進及び電算システムの保守管理等を計画的に進める。							情報化計画に基づく施策の展開			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(3) 市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、市民の意見が市政運営に反映されるよう、市政懇談会、出前講座、市政だより、市長ほっとサロン、市長ふれあいメール、パブリックコメントなどの充実を図り、行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努めます。また、市民の意見を評価検討する専門的機関の設置を検討します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
市政懇談会業務 (市民活動支援室)	市民の多様なニーズやさまざまな地域課題を的確に把握し、市政に反映させるため自治会を中心に市政懇談会を実施する。							自治会要望の聴取 各連合自治会ごとに市政懇談会の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.107 広聴事業の実施状況	-	-
	計画										
市長ほっとサロン業務 (市民活動支援室)	市長と市民が市等の公共施設やその他の施設を見学し、理解を深め、市政について語り合い、市民の要望や地域実態等を生の声として把握し、行政に広く反映する。							年3回の市長ほっとサロンの実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.107 広聴事業の実施状況	-	-
	計画										

出前講座業務 (市民活動支援室)	市政の理解を深めていただくため、市の制度や業務について、担当者が地域等に伺い、説明等を行う。また、市民の要望や地域の実態を把握し、行政に広く反映する。							市民ニーズにあった講座設定 市民へのPR 市民意向の把握、業務への反映			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
市政だより発行業務 (市民活動支援室)	重要施策等の取り組み状況等を市民にお知らせし、市民の意見を把握し施策に反映する。							市政だよりの随時発行、市民意見の集約			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

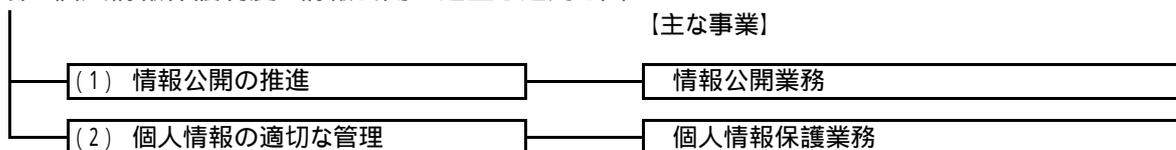
(4) 情報通信基盤を活用した電子自治体の構築

市民の利便性の向上のため、地域情報化計画、行政情報化計画の見直しを進め、行政サービスのノンストップ化、ワンストップ化などの電子自治体の構築や、地域イントラネットなどの地域情報基盤を活用し、情報サービスの提供を推進します。

第2節 個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る

施策体系図

第2節 個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
111	情報公開制度に基づく請求件数	年間請求件数	件	55	139

主な施策の展開

(1) 情報公開の推進

市の諸活動を市民に説明する責任を果たし、より一層の信頼確保と市民参加を進めるため、情報公開制度の適正な運用に努めます。また、市の保有する行政情報の適正な管理に努め、市民参加が可能な政策などの意思形成過程への市民参加を促進するとともに、その内容などの公表に取り組みます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
情報公開業務 (総務電算情報課)	市民の知る権利の保障と市の説明責任を果たすため、個人情報の保護を図りつつ、行政の保有する情報を市民等に積極的に公開する。							情報公開制度の市民への周知 積極的な情報公開の推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.111 情報公開制 度に基づく 請求件数	-	-
	計画										

(2) 個人情報の適切な管理

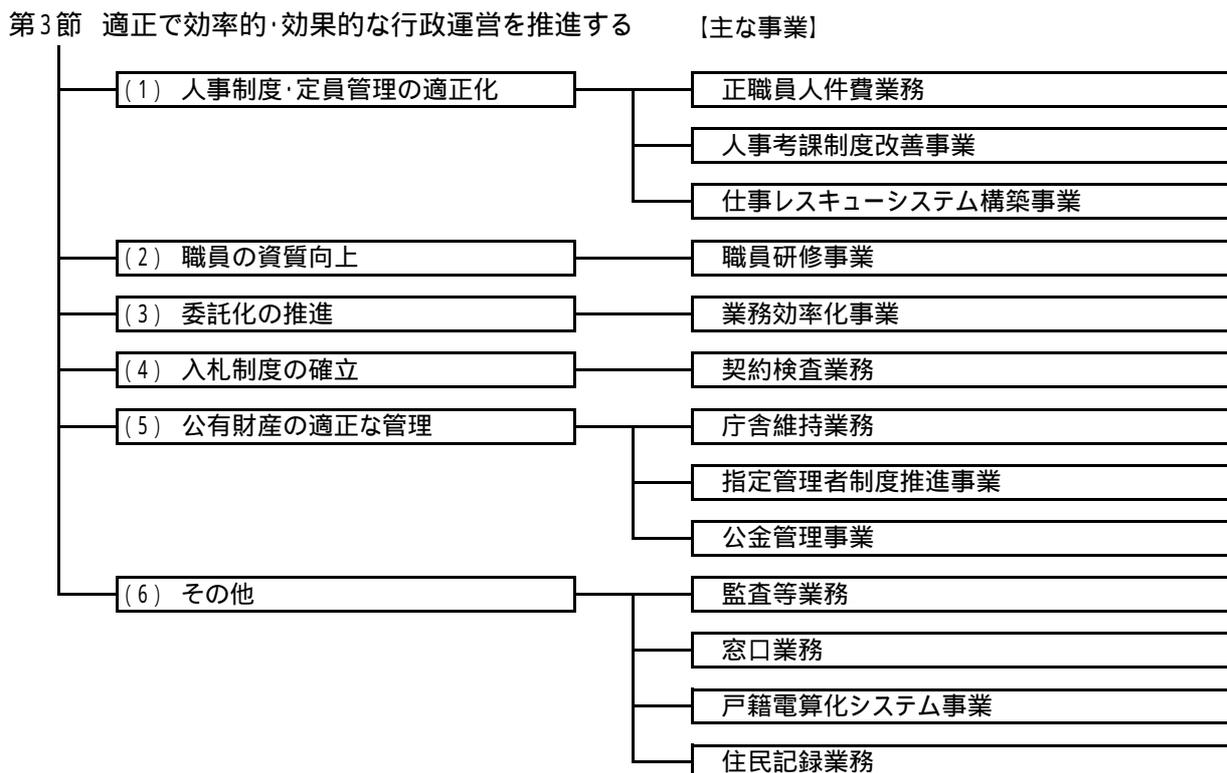
より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、個人情報保護条例に基づき、制度の適正な運用を図ります。個人情報保護制度に対する正しい理解を促すため、市民や団体、企業などに対する制度の説明や啓発に取り組みます。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
個人情報保護業務 (総務電算情報課)	個人情報の適切な保護を図るため、個人情報保護審議会の開催や、委託を含めた業務における個人情報の適切な取扱を周知する。							個人情報保護のため電算業務委託仕様書を見直し 個人情報の適切な取扱を周知			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第3節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
112	職員数	職員数(第2次定員管理計画)	人	582	507
113	職員一人当り人口	人口 / 職員数	人	141.1	158
114	市役所職員の仕事や対応に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	50.2 (H18)	75

主な施策の展開

(1) 人事制度・定員管理の適正化

時代の変化に対応した人事管理を進めるため、目標管理を導入した人事考課制度、給与制度の改革に取り組み、職務職責に応じ、実績をあげた職員が適正に評価される人事制度を確立し、能力向上や意欲を引き出し、政策形成能力を有し自律的に行動できる職員づくりをめざします。

また、団塊の世代の大量退職後における職員の空洞化やノウハウの欠落を回避するとともに、効率的・効果的な行政運営を行うため、「第2次定員管理計画」や「活き生き改革プラン」などに基づく職員数の抑制とノウハウが継承できる仕組みの構築に取り組みます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
正職員人件費業務 (人事課)	団塊の世代の大量退職後における職員の空洞化や効率的・効果的な行政運営を行うため、「第2次定員管理計画」に基づく職員数の抑制に取り組むとともに、適正な給与制度の改革に取り組む。							第2次定員管理計画の実施 地域手当の削減 時間外勤務の抑制対策の実施 給料5%の削減(2年間) 特殊勤務手当の見直し			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.112 職員数	No.113 職員一人当り人口	-
	計画										
人事考課制度改善事業 (人事課)	城陽市人材育成基本方針及び目標管理制度とあわせて人材育成型人事考課制度を導入し、社会情勢の変化に対応した人事管理と職員の能力・意欲向上に取り組む。							目標管理を導入した人事考課を実施 勤務実績に応じた評価結果の処遇への反映			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										
仕事レスキューシステム構築事業 (行政改革推進課)	団塊世代の大量退職を迎えるにあたり、業務が停滞しないように、仕事レスキューシステムの構築を進め業務が継承できる仕組みづくりを行う。							仕事レスキューシステムの構築、入力充実・運用、特に退職予定者を優先的に実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(2) 職員の資質向上

職員が主体的に学習できる研修機会を拡充し、職員一人ひとりの能力開発に努め、地域に根ざした支援活動に取り組む職員など、時代の変化に対応する政策形成能力と市民から信頼される使命感、倫理観を備えた人材を確保・育成します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
職員研修事業 (人事課)	城陽市人材育成基本方針に基づき職員の資質を高め、幅広い視野と創造性豊かな人材育成を進める。							職員研修計画の策定及び実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.114 市役所職員の仕事や対応に満足している市民の割合	-	
	計画										

(3) 委託化の推進

行政内部の事務全体の点検を行い、民間などにより実施することが適当な業務については、より一層の委託化などを推進するとともに、事務手続きの簡素化やIT化を積極的に推進することにより、行政のスリム化を図ります。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
業務効率化事業 (行政改革推進課)	財政の健全化、行政のスリム化のため、ITを積極的に活用し、事務事業の徹底した見直しなどによる業務の効率化、迅速化、質的向上を進めるとともに、委託化等の非正規職員化を推進する。							庁内ネットワークシステムを活用した事務事業の効率化や、仕事レスキューシステムを活用した非正規職員化や市民協働事業の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 入札制度の確立

安全で良質な公共施設を整備するための工事発注に係る入札契約制度を、価格の競争のみでなく、透明性、公正・公平性を図りつつ、事業者の技術力などを含めた総合評価落札方式への移行を検討します。また、安価で良質な物品購入を行うため入札制度の改善を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
契約検査業務 (財政課)	総合評価落札方式及び電子入札システムの調査、研究などを実施するとともに建設工事の公正・公平な検査を一層推進するため、工事成績評定要領の実施など、入札制度改革を継続的に実施する。							総合評価落札方式の調査・研究 電子入札制度の導入 工事成績評定要領の実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(5) 公有財産の適正な管理

公有財産や備品などの管理に関して、経営的な視点をもって適切な財産管理を推進します。また、公共施設については適正な維持管理に努めるとともに、施設の設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の実行やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を推進します。

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
庁舎維持業務 (総務電算情報課)	市役所庁舎の日常的な清掃や電気設備等の維持管理、及び市役所前駐車場の管理や花壇・植木等の管理を業務委託により実施する。							市役所前駐車場の満車対策に向けて、平成20年4月から開庁時間帯の有料化を実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
指定管理者制度推進事業 (行政改革推進課)	公の施設の管理運営について、民間経営のノウハウの活用と経費節減のため、指定管理者制度の導入を推進する。							平成21年4月からの次期指定に向けて、指針の見直しと原則公募を目指した指定管理者制度の実行と新たな制度導入施設の検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
公金管理事業 (出納室)	公金の安全な管理と保管に努めるため、預金・運用先金融機関から直接聞き取りや情報収集に努め、経営状況の分析等を行う。							預金・運用先金融機関：金融機関業績ディスクロージャー誌等の収集、金融機関検査、公金管理対策委員会の開催 マスメディアからの情報収集			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(6) その他

[主な事業]

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
監査等業務 (監査委員事務局)	市の事務事業について、適法性と妥当性、そして効率性などを監査し、行政の適正化を図る。							定期監査等の継続実施 市ホームページに監査結果を掲載			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
窓口業務 (市民課)	戸籍法、住民基本台帳法、外国人登録法、城陽市印鑑条例等による諸届を受理し、また住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、戸籍謄抄本等の証明書の即時交付を実施し、親切丁寧かつ迅速な事務処理に努める。							市民の利便性の向上に向けて、市民サービスコーナーの増設検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
戸籍電算化システム事業 (市民課)	戸籍事務及び関連する事務の効率的運用を図るため、戸籍事務の電算化を進める。							戸籍の電算化実施 戸籍の附票の電算化実施 除籍・改製原戸籍の電算化実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
住民記録業務 (市民課)	電算システムによる住民記録システム(住民基本台帳システム、外国人登録システム、住登外システム、印鑑登録システム、自動交付機システム、カード管理システム)により正確に記録し、個人情報の適正管理と保護に努める。							住民記録システムの安定稼働 住民記録システムの更新			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

第4節 持続可能な財政運営を実現する

施策体系図

第4節 持続可能な財政運営を実現する

【主な事業】



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
115	経常収支比率	経常経費充当一般財源 / 経常一般財源	%	95.9	85以下
116	市民一人当たりの市債残高	市債残高 / 人口	千円	373	336
117	プライマリーバランス	(歳入決算額 - 市債発行額) - (歳出決算額 - 公債費)	千円	419,179	1,500,000
118	収納率	納付額 / 課税額	%	91.6	92.7

主な施策の展開

(1) 財政基盤の確立

健全かつ安定的な財政運営を行うため、「生き生き改革プラン」・「今後の財政見通しと財政健全化方針」などに基づき、人件費をはじめとする歳出の削減対策に取り組みます。また、市の活性化につながる新市街地の推進など、新たな税源確保をはじめ、未利用公共用地の売却、受益者負担の適正化など、歳入歳出両面から改革・改善を推進します。

また、地方交付税などの地方財源の確保を国に要請するとともに、財源確保策の一つとして実施している「いきいき城陽債」の活用などにより、市民の直接的なまちづくりへの参画機会を拡大します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地方債管理業務 (財政課)	建設事業等公共施設の整備等に要する多額の経費は、当該年度の歳入のみで賄うのは不可能であり、その施設を永く住民の利用に供することから、後年度利用する住民との間に負担の公平化を図るため、地方債を発行し財源とする。							各年度における円滑な事業執行と、その財源確保のため発行する地方債について、借入条件に従い、元利金を定期償還 公債費対策のための繰上償還及び低金利への借換えを実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.117 プライマリー バランス	-	-
	計画										

(2) 健全で効果的な財政運営

バランスシートなどの導入により、下水道事業会計や土地開発公社などの負債を含め、普通会計決算統計には表れない、財政運営上の課題を正確に把握し、将来にわたって持続可能で健全な財政計画を策定します。また、効果的な財源配分を実現するため、財政計画に基づいて、総合計画や事業評価と連動し、重要度・優先度や投資効果などを考慮して財源配分を行う仕組みを構築します。

さらに、市民にわかりやすく市の財政状況や税の使われ方を説明し、市民が中長期的な視点で本市の将来を理解し、考えることのできる環境を整えます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
予算編成業務 (財政課)	市の行政活動に要する予算について、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の縮減を行い、さらには、各部の創意工夫、効率的な重点投資による予算編成を行う。自主財源の確保に努め、安定した行政サービスを提供できるよう、自主財源の確保に努める。							経常収支比率の改善のため、縮減する項目を選定の上、対策を実行			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.115 経常収支比率	No.116 市民一人当たりの市債残高	-
	計画										

(3) 公平・公正な課税と収納

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税を行います。また、使用料、手数料、負担金について、事業の必要性や市民間の公平性を考慮し、受益者負担の適正化に努めます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
固定資産税 (償却資産)課税業務 (税務課)	申告課税である償却資産について、未申告者や申告漏れ資産を把握し、申告指導を行う。							法人市民税資料による未申告者への申告指導 税務署申告資料等による申告漏れ資産調査と申告指導			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

(4) 収納率の向上

市政に関する積極的な情報提供などにより、市民の税に関する理解を深めるとともに、口座振替率の向上やコンビニ収納及びカード利用の検討など、納めやすい環境整備を行います。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
収納業務 (税務課)	税等の納めやすい環境づくりのために、口座振替の促進等、納付機会の拡大に努める。							口座振替の促進に向けての啓発活動 コンビニ収納の検討 クレジットカードによる収納を検討			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.118 収納率	-	-
	計画										
滞納整理業務 (税務課)	徴収率の維持・向上をめざし、滞納者に対し納付指導の強化を図る。							悪質滞納者・約束不履行者への厳正な滞納処分の実施 大口滞納者への積極的な滞納整理の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	-	-	-
	計画										

第5節 戦略的に行政経営を推進する

施策体系図



まちづくり指標

指標	まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
119	まちづくり指標の目標の達成率	目標達成したまちづくり指標数 / 総まちづくり指標数	%	-	100
120	改革・改善された事業件数	改革・改善された事業件数	件	150	400

主な施策の展開

(1) 総合的で計画的な行政経営の推進

総合的かつ計画的な行政経営を推進するため、戦略性と実効性のある総合計画を策定するとともに、社会情勢の変化や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
総合計画推進業務 (行政改革推進課)	第3次総合計画を反映した、まちづくり推進計画を策定し、着実に実行することにより、社会情勢や地域課題の変化に対応した、計画的なまちづくりを推進する。							まちづくり推進計画の策定、実行			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連するまちづくり指標	No.119 まちづくり指標の目標の達成率	-	-
	計画										

(2) 効率的なマネジメントシステムの構築

総合計画とローカルマニフェスト、目標管理、行政評価、進行管理、財政計画などが一体的に機能するように、行政運営を行う過程において「PDCA」のマネジメントサイクルに基づく行政経営の仕組みや長期的かつ全庁横断的な推進体制を構築します。そのことによって、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報等)を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
行政運営 効率化事業 (行政改革推進課)	社会情勢に的確に対応した行政経営を推進するため、総合計画の推進に向けた行政経営方針の策定と、これまでの行政改革の総括を行い、平成19年度に策定した新たな活き生き改革プランを実行する。							新行財政改革推進計画の総括 活き生きまちづくり指針の策定、実行 活き生き改革プランの策定、実行			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										
事業評価シ ステム事業 (行政改革推進課)	事業評価システムを実施し、成果志向への体質改善を図るとともに、事業の課題を認識し改革・改善につなげる。							事業評価の継続実施			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	No.120 改革・改善さ れた事業件 数	-	-
	計画										

(3) 広域行政の推進

近隣自治体それぞれの個性と特色を活かしながら、それぞれの役割と適切な分担のもとに、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
広域行政圏 等連携業務 (行政改革推進課)	周辺市町村との連携や協力体制の確立により、行政の振興整備を広域的に図る。							京都南部都市広域行政圏における広域行政の 推進			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										

(4) 国・京都府等との連携推進

総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や京都府、関係機関に対し、事業実施や施設整備に関する協力、支援を要請します。また、地方自治の本旨を実現するため、国や京都府に対し、権限の委譲・強化、財源の拡充、制度の充実など、自治権の保障と拡大について強く働きかけていきます。

【主な事業】

事業名(所管課)	事業の概要							計画期間中の目標			
地方分権業 務 (行政改革推進課)	国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る。							地方分権にかかる調査、研究、実施 京都府から事務移譲された業務等の適正な実 行			
	年度		H19	H20	H21	H22	H23	関連する まちづくり 指標	-	-	-
	計画										